

地方公会計の活用のあり方に関する研究会
報 告 書

平成28年10月

総務省自治財政局財務調査課
地方公共団体金融機構

目次

はじめに	・・・ P 1
1 活用事例について	・・・ P 2
2 Q & Aの追加について	・・・ P 6
3 (1) 地方公会計の整備により算出される指標の 有用性の検証について	・・・ P 7
3 (2) 財政分析手法の今後の検討課題について	・・・ P 14
開催要綱	・・・ P 22
委員名簿	・・・ P 23
開催状況	・・・ P 24
報告書資料	・・・ P 25
参考資料	・・・ P 59

はじめに

国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、国民・住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、現金主義会計を補完するものとして、企業会計の考え方及び手法を活用した発生主義会計に基づく財務書類等の開示が推進されてきた。

地方公共団体における財務書類の整備については、総務省から平成12年と平成13年に普通会計のバランスシート、行政コスト計算書及び地方公共団体全体のバランスシートのモデルが示され取組が始まった。その後、「簡素で効率的な政府」を実現し、債務の増大を圧縮する観点から、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）が定められた。これを踏まえ、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）が制定され、平成18年には基準モデル及び総務省方式改訂モデルが示され、財務書類の整備に積極的に取り組むこととされた。

その後、発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備により客観性・比較可能性を担保した「統一的な基準」による地方公会計の整備の方針が平成26年に示され、平成27年1月には「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表された。

当該基準による地方公会計の整備については、原則として平成29年度までに引き、予算編成等に活用するよう地方公共団体に要請されており、平成28年3月31日現在で、1,788団体（都道府県及び市区町村）中1,787団体が当該基準による財務書類を作成済み又は作成する予定となっている。

「統一的な基準」による地方公会計の整備が進むことにより、財務状況の団体間比較やストック情報が「見える化」され、公共施設マネジメントが推進されるなど、地方公会計は、「作って見せる」公会計から「活用する」公会計へとステージが変わり、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」ことに資する取組が促進されることが期待されている。

こうしたことから、活用事例の掘り起こしや、地方公会計の整備促進に資する質疑応答集の充実、地方公会計の整備により得られる指標の検証と団体間比較の方法等について検討するため、平成28年4月に総務省と地方公共団体金融機構が共同で開催する本研究会が設置され、5回にわたり地方公会計の活用の在り方について検討を重ねてきた。

本研究会の検討結果が、地方公会計の更なる活用に寄与することを期待するものである。

1 活用事例について

「統一的な基準」による財務書類が作成されることにより、

- ① 発生主義・複式簿記が導入され、事業別、施設別の行政コスト計算書を作成してセグメント分析を実施することが可能となること
- ② 固定資産台帳が整備され、公共施設マネジメントへの活用が可能となること
- ③ 客観性・比較可能性が確保されること

等の観点から、財務書類等の地方公共団体マネジメント及びガバナンスのツールとしての機能が向上することとなる。こうしたことから、これまでのように単に財務書類等を作成するだけでなく、予算編成や行政評価等に積極的に活用していくことが期待されるものである。

当研究会では、地方公共団体が財政運営を行う上で必要な検討をする際に地方公会計の情報と結びつけて考えていくことが地方公会計の活用であるとの考えの下、各地方公共団体における財務書類等の活用を促すため、3団体から先進的な活用事例を収集した。

これらの事例が既存の活用事例と合わせて周知されることにより、今後、多くの地方公共団体で財務書類等の活用が進むことを期待する。

また、当研究会以後も、地方公会計の先進的な活用事例が収集・周知され、同時に研修等を通じて人材の育成が進められることにより、地方公会計の活用が一層促進されることを期待するものである。

(1) 愛媛県伊予郡砥部町の活用事例

① 予算要求特別枠による中長期的なコストの削減（資料 P29）

砥部町では、公共施設のコストを中長期的な視点で削減するため、予算の編成過程において地方公会計の情報を活用した。

具体的には、平成 28 年度の予算編成方針において、中長期的な視点で公共施設のランニングコストの低減に寄与するような取組に対して、2,000 万円程度の「予算要求特別枠」を設定し、さらに公共施設の長寿命化を図るような改修等があれば追加の予算措置を構想することとした。その上で、予算資料として施設別・事業別の財務書類を活用するとともに、減価償却費等の中長期的なコストも「見える化」することで、中長期的なコスト削減を図る事業を積極的に進めることとしたものである¹。

¹ 一例として、照明器具を LED で更新するか通常の蛍光灯で更新するかを判断するのに当たり、施設別に初期費用について想定される使用年数を基にランニングコストを試算し、初期費用の高い LED がランニングコストを考慮した場合にはコスト減となることから、LED を

「予算要求特別枠」を創設したことにより、職員の中で財務書類を積極的に活用し、中長期的なコストを意識した予算編成を行う機運が醸成されたことが効果として挙げられる。

② 広報誌、バランスシート探検隊等による広報活動（資料 P30）

砥部町の財務情報を伝える手段として、住民が親しみやすいよう工夫をしつつ、財務書類を活用したものである。

具体的には、「バランスシート探検隊」として、参加者が町の財政や人口問題を勉強し、付箋紙を使った仕訳から財務書類ができるまでを体験した後、施設別財務書類データが記載されたノートを持って公共施設等を見学し、公共施設等の現状についての理解を促進した。

また、「SIM2030in とべ」として、参加者が架空の地方公共団体の部長となり、財務書類を活用して、事業の実施、資金調達の方法等を選択しながら 15 年後までの地方公共団体の経営をシミュレートし、議会への説明も交えながら、限られた収入の中で特色あるまちづくりを目指した²。

全戸配布している広報誌では、公会計の必要性についての特集を毎月 1、2 ページ程度掲載している。

これらの取組により、公会計を通じて、町の財政について住民・議員・職員が共通の土俵で議論することが可能となり、財政改革に対する意識が向上したと評価されている。

（2）京都府相楽郡精華町の活用事例

① 適切な資産管理のための基金の創設（資料 P31）

精華町では、将来発生する公共施設等の更新需要を考慮したとき、中長期的な視点をもって公共施設等の更新や長寿命化対策を計画的に行うとともに、財源の確保、財政負担の平準化を図ることが必要となっていた。

そこで、固定資産台帳を活用し、耐用年数が到来した資産を台帳から抽出し、資産所管課において、更新費用を抑えられるよう、資産の取替・修繕・廃棄の要否について検討することとした。

さらに、こうした更新費用に関して財源的な担保を与えるため、施設整備の老朽化対策、予防保全、中長期的なコスト削減を可能とする事業に優先的に予算を配分するための「予算要求特別枠」を創設するとともに、公共施設等総合管理基金を創設することとしている。具体的には、投資的経費の年平均額を

選択した。

² 「バランスシート探検隊」及び「SIM2030in とべ」については、平成 28 年度は、「まちづくり体験塾」として実施された。

算出し、平均値以下となる年度には平均値の差額を基金に積み立て、平均値以上となる年度には基金を財源として活用するものであり、年度間の不均衡を調整しながら、中長期的な更新費用の財源を確保するものである。

公共施設等総合管理基金を創設し、新たに通常予算枠とは別枠で設ける「予算要求特別枠」の財源として活用することで、公共施設マネジメントに備えた実効性のある予算編成が期待されるものである。

② 台帳の管理体制の強化（資料 P32）

従来、精華町では歳入歳出執行情報と公有財産台帳情報が別個に管理されていたことから、資産の公有財産台帳への登録漏れが発生するとともに、資産情報を日々更新することが困難であった。

そこで、財務書類作成に当たっての仕訳と固定資産台帳への登録を連携させることにより、固定資産台帳への計上漏れを防ぐとともに、公有財産台帳についても、更新される固定資産台帳と突合することで更新することとし、財産の登録漏れを防ぐことができる仕組みを構築した。

この際、期末一括仕訳の場合、資産の状況を最新の状況に更新していくことが難しいこと、また、一般的な期末一括仕訳では、公会計担当部署が一括して仕訳することとなり、各資産担当課の資産に対する意識が希薄になることが懸念された。

そこで、精華町では、日々仕訳を採用し、資産の状況を常時更新するとともに、実際の取引に合わせて各資産担当課の職員が仕訳を行うこととした。資産情報を固定資産台帳に正確に反映させ、かつ職員に保有資産に対する責任意識が醸成されることについて期待されるものである。

（3）熊本県宇城市の活用事例

① セグメント分析による図書館の統廃合（資料 P33）

宇城市では、合併に伴い、同じ役割の建物が旧町ごとに存在しており、公共施設等が少子高齢化や市民ニーズの多様化、合併による生活圏の変化に合致した規模・配置ではなくなっていることが課題となっていた。また、このような状況は、更新又は大規模修繕が必要な施設に計画的かつ適切な保全管理を行うことを困難とされていた。

そこで、財務書類を活用して施設別のセグメント分析を行い、施設の統廃合を行った。具体的には、図書館について、財務書類を基に作成した「施設白書」のデータを使い、一日当たりの貸出冊数、貸出一冊当たりのコストをグラフ化し、4つのグループに分け、各図書館の評価分析を行った。そのうち、一日当たり貸出冊数が少なく、貸出一冊当たりのコストが高いグループについて、耐震性や地理的要素も考慮し、施設の統廃合について検討を行った。

その結果、耐震性の低いC図書館について解体撤去を行うとともに、市街地中心部から離れていたE図書館については、中心部にある市役所支所に分館として移転することで利用者を拡大させ、元E図書館については狭隘化が進んでいた併設する郷土資料館の拡張に利用することとなった。

財務書類等から得られるコストに関する情報を基にして、さらに、施設の機能や立地の要素についても検討することにより、適切に公共施設マネジメントを行うことが可能となったものである。

② 予算編成のための行政コストの比較（資料 P34）

宇城市では、合併前の旧町ごとに事業や施設管理の予算編成の基準が異なっていたことから、予算編成時点において行政コスト等を検討の上、市としての予算編成の基準を作ることが必要であった。

そのため、予算科目について、款・項・目の下に担当係別で施設別等に、さらに区分された事業単位を設定した³。

このような設定により、予算編成時点で、施設別等の行政コスト計算書を作成し、行政コストの比較分析を行うことや、利用者一人当たりコスト、利用状況等を勘案した施設や事業の在り方を検討することが可能となったものである。

③ 日々仕訳の自動化による業務の効率化（資料 P35）

宇城市では、日々仕訳を導入するに当たり、各事業担当課の職員が仕訳を行えるほど公会計の知識が十分ではなく、できる限り職員の負担を軽減する必要性があった。

そこで、事務負担軽減のため、財務会計システムに登録している予算体系に、全で一対一の仕訳ができるようコードを割り振った。具体的には、決算統計のために設定されていた委託料・工事費・備品購入費等の節の下の細節のコードに、追加して仕訳コードを付すこととした。

これにより、財務会計システムから出力される歳入歳出のデータが資金仕訳変換表に則して全て自動で仕訳のデータに変換され、業務が効率化されることとなった。

また、決算統計に係るコードと仕訳に係るコードが連動しているため、日々仕訳から自動で決算統計が作成され、業務が効率化されることとなった。

この事例は、公会計担当部署が期末一括仕訳を行う団体についても活用することが可能であるが、特に仕訳に従事する職員が多く、事務負担の軽減が課題となる日々仕訳を行う団体において、効果を発揮するものと考えられる。

³ 一例として、図書館についても、各図書館単位で「維持管理費」「人件費」「建設費」等を細かく設定している。

2 Q & Aの追加について

「統一的な基準」による地方公会計の整備を進める上で、総務省ではマニュアルを示しているところであるが、マニュアルの内容を補完するものとして、質疑応答集（Q & A）は不可欠なものである。Q & Aについては、これまでも充実が図られてきたところであるが、各地方公共団体における「統一的な基準」による地方公会計の整備が進展する中で、その整備の促進に資するため、Q & Aの更なる充実が求められてきたところである。

当研究会では、地方公共団体において汎用性の高い有用なQ & Aについて追加することとし、総務省における質疑応答及び地方公共団体金融機構において実施している専門家派遣事業⁴における質疑応答や、各委員から提案された質疑応答について議論の上、資料（P37）のとおりとりまとめたところである。

各地方公共団体においては、これらのQ & Aを参考として、「統一的な基準」による地方公会計の整備に取り組むことが期待されているものである。

なお、当研究会の終了後も、地方公共団体にとって有用な質疑応答については、随時追加・更新していくことが重要である。

⁴ 地方公共団体金融機構の地方支援業務の一環として、都道府県等の単位で研修会を開催する場合に公認会計士を派遣してサポートする事業

3 (1) 地方公会計の整備により算出される指標の有用性の検証について

発生主義・複式簿記を前提とする、「統一的な基準」による地方公会計の整備により、従来の決算統計や地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）における健全化指標等、既存の財政指標に加え、資産の減価償却費の累計額を用いた資産の老朽化を表す指標や、実質債務が償還財源の何年分あるかを示す指標（債務償還可能年数⁵）等、地方公共団体が保有する資産・負債に関する新たな指標を把握することが可能となる。

1) 地方公共団体の資産の老朽化を表す指標について

① 「資産老朽化比率」の算出方法

「統一的な基準」による地方公会計の整備の前提として固定資産台帳が整備されることで、地方公共団体の資産の老朽化を表す指標が把握可能となる。

具体的には、以下の式で示される「資産老朽化比率」と呼ばれる指標である。

$$\text{資産老朽化比率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産評価額} + \text{減価償却累計額}}$$

償却資産評価額は、償却資産の取得価額等から減価償却の累計額を差し引いたものであるから、分母は取得価額等と一致する。すなわち、「資産老朽化比率」は、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を示すものであり、資産の減価償却がどの程度進んでいるかを指標化することにより、その資産の経年の程度を把握することができるものである。当該比率は、公共施設等の除却・更新等により改善（低下）することから、公共施設マネジメントを行う上で有用な指標とされている。

「統一的な基準」においては、資産の減価償却累計額の算定を、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」（以下「耐用年数省令」という。）に定められた耐用年数によって行うこととして

⁵ 計算式は以下のとおりであり、地方債の発行抑制等だけでなく、事務事業の見直し等によっても改善する指標である。

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額}^{※1} - \text{充当可能基金残高}^{※1}}{\text{業務収入等}^{※2} - \text{業務支出}^{※3}}$$

※1 将来負担額及び充当可能基金残高については、地方公共団体財政健全化法上の将来負担比率の算定式による。
※2 業務収入は、資金収支計算書(地方公会計)における業務収入(地方税、地方交付税等)による。また、「業務収入等」＝業務収入＋減収補填債特例分発行額＋臨時財政対策債発行可能額とする。
※3 業務支出は、資金収支計算書(地方公会計)における業務支出(人件費、物件費、補助金等)による。

いる。

② 「使用可能年数」の活用可能性

資産の耐用年数については、メンテナンス不足で損耗している場合等には短縮することが認められている。

一方で、長寿命化対策を実施した場合には、単純に耐用年数が延長されるわけではなく、「統一的な基準」において、各地方公共団体において、公共施設等の長寿命化対策を行った場合の耐用年数の扱いについては、今後の検討課題とされていたところである⁶。また、地方公共団体において実際には耐用年数省令による耐用年数を超えて使用されている資産が数多く存在するなど、耐用年数省令による耐用年数は、必ずしも個別の公共施設等の使用実態を精緻に捉えているとは言えない。

地方公共団体は、保持する必要がある公共施設等について、できるだけ長く使うことを目的に長寿命化対策を行う。そうした施設の長寿命化対策を行った場合には、耐用年数省令による耐用年数ではなく、地方公共団体が実際に資産を使用できると考えている年数（以下「使用可能年数」という。）を用いることが適当ではないか、という考え方があ

る。そこで、当研究会では、「資産老朽化比率」の算出に当たり、「使用可能年数」を耐用年数として用いることが可能か、検討を行った。

「資産老朽化比率」の算定に当たり、「使用可能年数」に基づいて減価償却を行うこととした場合、長寿命化の取組の成果がより精緻に比率に反映されることとなり、地方公共団体が公共施設マネジメントを行う上で有益なものと考えられる。

一方で、「使用可能年数」に関しては具体的な基準がないことから、諸外国の公会計について文献調査を行うとともに、固定資産台帳を整備済みの団体を対象とした実態調査を行った。

その結果、諸外国に関する文献調査においては、財務書類の作成主体において、それぞれの有形固定資産の状況を考慮し、実態に即して耐用年数を決定することを原則としている国が多いものの、会計基準として統一的に耐用年数の具体的な決定方法を定めたものは把握できなかった。また、固定資産台帳を整備済みの団体を対象とした実態調査においては、耐用年数省令による耐用年数

⁶ 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」49段落

以外の耐用年数を使用している団体は少なく、ヒアリング調査により、耐用年数省令による耐用年数の代わりに「使用可能年数」を採用した場合、年数や資産の区分の設定が困難、という意見が多かったものである。

以上を踏まえると、「使用可能年数」の設定方法について、今後も引き続き諸外国の会計基準の動向等を注視していく必要はあるものの、具体的かつ客観的な基準を定めることは難しいものと考えられる。

③ 「資産老朽化比率」の財政指標としての有用性

「資産老朽化比率」は、既存の財政指標では把握できなかった、地方公共団体の資産の現状に関する情報を他の地方公共団体と横比較できる形で「見える化」することができる指標である点で、大きな意義がある。

従来、地方公共団体の財政分析を行う上で、「経常収支比率」や「実質公債費比率」といった地方公共団体の財政フローの状況を表す指標や、地方債残高を中心とする負債の状況を表す「将来負担比率」等は各地方公共団体において活用されてきたものの、地方公共団体のストック、特に資産の現状を横比較できる形で表すことのできる指標はあまり活用されてこなかった。

各地方公共団体は、「資産老朽化比率」を他の団体と比較することにより、公共施設の現状を把握し、今後どのように公共施設全体をマネジメントしていくかについて、政策を検討するきっかけを得ることとなる。

そうした趣旨を踏まえれば、調査結果で得られたような「使用可能年数」を定める上での具体的・客観的な基準がない現状において、各地方公共団体において「使用可能年数」を見積もることとするのは、資産の耐用年数の判断を各地方公共団体に委ねることとなり、指標の客観性・比較可能性を担保することを困難にすることに加え、それぞれの資産について「使用可能年数」を見積もることとなる地方公共団体の事務負担を増大させる懸念がある。

そこで、地方公共団体間の比較指標としての有用性を担保するため、指標の算出に当たり、資産の耐用年数については、これまでどおり耐用年数省令による耐用年数を用いることを原則とし、資産の長寿命化対策が行われた場合であっても、同様の取扱いとすることが適当である。

④ 耐用年数省令による耐用年数に基づく「資産老朽化比率」の課題と解決策 （「資産老朽化比率」から「有形固定資産減価償却率」へ）

耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出された減価償却費の累積は、資産の経年の程度を示すものであり、地方公共団体の資産の状況を比較可能な形で客観的に説明する指標として十分に意義がある。

一方で、「資産老朽化比率」の算出において、償却資産の耐用年数について、耐用年数省令による耐用年数を用い、長寿命化対策が行われたとしても耐用年数を見直さないこととする場合、このような耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出される「資産老朽化比率」は、長寿命化の取組の成果を精緻に反映するものではない⁷ため、比率が高いことが、直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではないことに留意が必要となる。

「資産老朽化比率」による分析を行う上でこのような留意が必要となるのは、団体間比較が可能な形で老朽化の程度を示す指標を算出するに当たり、耐用年数省令による耐用年数に基づいた減価償却を用いる以外に現実的な手段がない現状において、耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出される指標の持つ意味が、「老朽化」という表現から想起される可能性のある、施設の建替えの必要性や施設の安全性という問題に、必ずしも直結するものではないからである。

従来より使用されてきた「資産老朽化比率」は、これまでも建替えの必要性や安全性を直接意味するものではなく、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを表す指標と位置づけられてきたところである。そこで、上記の趣旨も踏まえ、減価償却費により算出した指標であることをより端的に表現するため、今後は「有形固定資産減価償却率」と呼称していくことが適当であると考えられる。なお、算出方法に変更が生じるものではなく、継続した指標名を使用したい地方公共団体もあるため、指標の説明を行う際などに、「有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）」と表記することも考えられる。

「有形固定資産減価償却率」は、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合、すなわち資産の経年の程度を示す指標であり、地方公共団体における資産の老朽化の状況を説明するきっかけを提供するものとなる。

⁷ 建物等の改築や更新（長寿命化対策）等を実施した場合であって、資本的支出に該当する場合は、その支出金額を固有の取得価額とし、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものとして、その種類と耐用年数に応じて減価償却を行うこととされており（「資産評価及び固定資産台帳の手引き」49段落）、当該資本的支出見合いで「資産老朽化比率」は低下することから、長寿命化対策が全く反映されないものではない。

各地方公共団体においては、この指標に加えて、各地方公共団体の判断により、独自に「使用可能年数」を設定することや、各種の老朽化対策の取組を併せて示すことにより、「有形固定資産減価償却率」だけでは把握しきれない資産の老朽化の実態を説明していくことが重要である。

特に、「有形固定資産減価償却率」が高い施設については、相当程度施設が経年していることを踏まえ、「使用可能年数」や長寿命化対策等の施設の今後の管理方針等を示していくことが望まれる。

なお、「使用可能年数」の具体的な設定方法については、②で述べたとおり、現時点で具体的な基準を定めることは困難であるため、引き続き今後の検討課題とすることとする。

2) スtock情報の更なる活用に向けて

① 団体間比較の際の施設類型

「有形固定資産減価償却率」を始めとするStock情報については、各地方公共団体における公共施設マネジメントの取組に活用するため、地方公共団体における資産全てを対象とした比率だけでなく、地方公共団体が住民にサービスを提供する観点から維持していかなければならない公共施設等の類型ごとに比率を把握し、団体間比較を行っていくことが重要である。

この団体間比較の際の施設類型については、地方公共団体の事務負担にも配慮し、既存の調査等における類型を参考として設定することが望ましいと考えられるところ、現状で、地方公共団体が所有する公共施設等を類型によって区分しているものとしては、「公共施設状況調査」や「公共施設等更新費用試算ソフト⁸」が存在する。

「公共施設状況調査」は、地方公共団体における公共施設全体の現況を把握するため、「道路」や「図書館」等、一定の類型で地方公共団体が保有している公共施設等を区分し、保有量等を調査しているものである。

また、「公共施設等更新費用試算ソフト」は、各地方公共団体において、公共施設マネジメントの取組の一つとして公共施設等総合管理計画を策定する際に活用されているソフトの一つであり、将来の公共施設及びインフラ資産の更新にかかる費用を推計することが可能である。

⁸ 一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）が提供する公共施設等更新費用試算ソフトのことである。（<http://management.furusato-ppp.jp/?dest=info>）

団体間比較の際の施設類型は、住民に対する適切な行政サービス水準を検討する上で役立つものとする必要がある。

こうした観点からすると、「公共施設等更新費用試算ソフト」においては、「大分類」の下に「中分類」が設定されており、それらは概ね「公共施設状況調査」により調査される施設類型の集合により構成されているが、この分類はそもそも市区町村の施設を念頭に設定されていること、また、スポーツ施設が一くくりにされていること、港湾・漁港の取扱いが明らかでないといった点が指摘される（資料 P46）。

他方、「公共施設状況調査」においては、都道府県・市区町村それぞれについて施設区分を設定しており、その施設区分を対住民サービスの観点からより詳細に設定しているため、これを活用することがより適切であると考えられる。

その際、地方公共団体が保有しているあらゆる公共施設を網羅しても、必ずしも比較対象として有意なものとならないおそれがあることから、保有している地方公共団体の数が多い施設を中心に施設類型として設定することが考えられる。また、行政サービスの水準を検討する際に有用なものとするため、多くの住民等により利用されるものを施設類型として設定することとするべきである。

なお、「公共施設状況調査」において設定されていない施設類型についても、公共施設マネジメントの観点から重要と考えられる施設については、類型として設定することとする。「公共施設状況調査」においては道路として認識されているトンネルについては、維持修繕の重要性という点において類似性を持つ橋りょうと合わせて一つの類型とし、都道府県における保健所及び警察施設、市町村における消防施設については、それぞれの行政における基本的な施設であることから、類型として設定し、空港についても、保有している団体数が多く、維持管理に費用がかかると想定されることから、都道府県における類型として設定することが適当と考えられる。

認定こども園、幼稚園、さらに児童福祉施設のうち保育所については、子育てサービスという共通性があることから一くくりの類型とし、また、保育所以外の児童福祉施設や老人福祉施設などの福祉関係の施設については、個別の施設ごとに見ると全ての市区町村が保有しているわけではなく、老人福祉施設などについては民間施設も多いことから、これら全体を一つの類型としてまとめることが考えられる。

なお、公営企業や地方独立行政法人が保有する資産については、既存の財務書類や、公営企業にあつては「経営比較分析表」による分析に委ねることとする。

以上を踏まえると、施設類型の設定については、別表1のような案が考えられる⁹。

(別表1：施設類型(案))

都道府県(15類型)
道路
橋りょう・トンネル
公営住宅
港湾・漁港
空港
学校施設
図書館
博物館等
体育館・プール
陸上競技場・野球場等
県民会館
保健所
試験研究機関
警察施設
庁舎

市区町村(16類型)
道路
橋りょう・トンネル
公営住宅
港湾・漁港
認定こども園・幼稚園・保育所
学校施設
児童館
公民館
図書館
体育館・プール
福祉施設
市民会館
一般廃棄物処理施設
保健センター
消防施設
庁舎

② 固定資産台帳更新の重要性

以上のような指標を活用する前提として、各地方公共団体において整備されている固定資産台帳が、今後も随時更新されていくことが重要となる。

保有する資産を管理する上で、現金の動きと資産の捕捉が必ずしも連動していないことは現金主義会計の弱点の一つであり、そのような弱点を補完するものとして、固定資産台帳への期待は高い。

固定資産台帳を一度整備したら終わりとするのではなく、財務書類の作成と併せて情報を更新し、常に地方公共団体が保有する資産を網羅的に把握して、今後の公共施設マネジメントの取組に活用していくことが求められている。

⁹ 団体間比較を行うため設定した別表1の施設類型に属さない施設のマネジメントの観点からは、別表1の都道府県15類型、市区町村16類型以外の施設類型をそれぞれの団体の実情に応じて設定し、固定資産台帳において、別表1の施設類型に属さない施設にその類型情報を持たせることが重要と考えられる。

3 (2) 財政分析手法の今後の検討課題について

1) 財政分析手法の検討課題

市町村における財政運営が健全に行われているかどうかを判断するためには、様々な見方があるが、一般的に主な観点としては、以下の3点が挙げられる。

- ① その財政の運営が堅実であり、よく収支の均衡を保っているかどうか（財政運営の堅実性）。
- ② その財政の構造が、経済の変動や行政内容の変化に対応し得るような弾力性のある状態にあるかどうか（財政構造の弾力性）。
- ③ 住民生活の向上や地域経済の発展に即応し得るよう、適正な行政水準が確保されているかどうか（行政水準の確保）。

個々の市町村の財政運営は、各団体が置かれている地理的状況や運営方法により極めて多様であるが、各地方公共団体が自らを省みて、計画的かつ安定的な財政運営が行われているかどうかを判断するに当たって、態様が類似している団体（類似団体）の財政実態を把握し、それを尺度として利用することは極めて有用性があると考えられる。類似団体は、これまでも「決算カード」や「財政状況資料集」等において地方公共団体の財政分析に活用されてきたところである。

しかしながら、人口動態や産業構造等、社会的・経済的様相が変化したことを受け、現在の類型設定の基準である「人口及び産業構造」が有効に機能しているか、より有効な基準・指標があるかどうかを検証する必要がある。

また、平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、経済と財政双方の一体的な再生を目指す「経済・財政再生計画」が定められるとともに、計画期間の当初3年間（平成28年度～平成30年度）が「集中改革期間」と位置付けられ、地方財政も含めて経済・財政一体改革を集中的に進めていくこととなっている。さらに、平成27年11月27日の第20回経済財政諮問会議において、総務省は、経済・財政一体改革の具体化・加速に向けた地方財政における取組を以下のとおり示している。

① 地方行政サービス改革

地方行政サービス改革の取組状況の見える化・比較可能な形での公表

② 地方の頑張りを引き出す地方財政制度改革

地方交付税制度におけるトップランナー方式の導入、基準財政収入額の算定に用いる徴収率の見直し

③ 地方財政の「見える化」

決算情報の「見える化」の徹底、新たなストック情報の「見える化」（公共施設等の老朽化対策への対応）

このうち、③では、地方財政の全面的な「見える化」に係る取組として、住民一人当たりコストについて、これまで一部に限られていた項目を平成27年度決算より「性質別」や「目的別」で網羅的に公開し、経年比較や類似団体比較を行うこと

で徹底的に「見える化」を図ることとし、また、今後の最重要課題の一つである公共施設等の老朽化対策等に対応するため、ストックに関する情報（公共施設等全体及び施設類型ごとの保有量や「有形固定資産減価償却率」等）についても固定資産台帳の整備に合わせて平成 29 年度決算までに順次「見える化」していくこととしている。こうしたことから、地方公会計の活用の在り方とともに、財政分析手法の今後の検討課題について調査研究を行うこととしたものである。

2) 類似団体における類型設定基準の主な経緯

① 類型設定の確立（昭和 34 年度）

昭和 34 年度に、現在の「人口及び産業構造」による類型設定が確立され、都市 13 類型、町村 11 類型に分類された。

〈類型設定の理由〉

- ・ 地方公共団体の財政の様相（財政需要や収入）を決定する重要なポイントであると考えられること。
- ・ 極めて客観的につかみやすいこと。
- ・ 将来、団体の性格（例えば、山村、漁村、田園都市、工業都市等）という分類による検討を試みる際には、「人口及び産業構造」を基にした、それまでの類型設定との整合性が取りやすいこと。
- ・ 「人口及び産業構造」以外の要素を用いて精緻な類型設定を行うことは、それぞれの類型に属する団体数が減少し、統計的有意性が失われること。

② 昭和 52 年度及び平成 11 年度の見直しの検討

昭和 52 年度及び平成 11 年度に、人口動態や産業構造等、社会的・経済の様相が著しく変化したことを受け、他の指標等による区分等、見直しの検討がなされた。

〈検討の結果¹⁰⁾〉

いずれの検討においても、以下の理由から抜本的な変更は見送られた。

- ・ 「人口及び産業構造」以外の要素を用いて精緻な類型設定を行うことは、それぞれの類型に属する団体数が減少し、統計的有意性が失われること。
- ・ 産業構造より明らかに優れた基準が他にないこと。
- ・ 「人口及び産業構造」による類型設定が定着していること。

平成 11 年度の見直しにおいて、中核市、特例市を他の都市と区分することとし、都市 28 区分、町村 39 区分の類型が設定された。

③ 平成 17 年度の見直しの検討

平成 17 年度に、類型設定の基準（人口及び産業構造）が有効に機能しているかどうか、より有効な基準があるかどうかについて検討がなされた。

¹⁰⁾ 「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会 一類似団体に関する検討資料一」（平成 12 年 3 月 自治省財政局指導課）

〈検討の結果¹¹⁾〉

類型設定の基準（人口及び産業構造）が有効に機能しているかどうかの検証については、

- ・ 人口については歳入総額、財政力指数いずれも適切に区分するための基準として適切で、分かりやすい。
- ・ 産業構造については人口区分を補完する説明変数として合理的であり、分かりやすい。

とされた。また、より有効な基準があるかどうかの検証については、

- ・ 可住地面積割合については、人口区分を補完する説明変数として一定の説明力はある。
- ・ 財政力指数については、歳入に対する説明力が低い。

等とされたことを踏まえ、引き続き「人口及び産業構造」を採用することとされた。

一方で、政令市、特別区、中核市、特例市については行政権能の違いからそれぞれの区分で類型とし（区分内で類型の細分化はしない）、都市及び町村については類型数を見直し、都市 16 区分、町村 15 区分の類型を設定した。

3) 研究会における具体的な検討課題

当研究会では、地方財政の全面的な「見える化」の取組（住民一人当たりコスト（性質別歳出、目的別歳出）、地方公会計の整備により得られる指標等の公表）を推進していく上で、「財政状況資料集」の重要性がさらに増す中、その団体間比較の手法として用いられている類似団体について、以下の観点から検討を行った。

① 現行の類型設定の基準における設定区分の検証

現行の類型設定の基準である「人口及び産業構造」（第 2 次・第 3 次産業人口比率）を基に、都市は 16 類型、町村は 15 類型が存在するが、前回の見直し以降、市町村合併の進展や、人口動態や産業構造等、社会的・経済的様相が変化したことを受け、団体数が 100 を超える類型が現れてきた一方で、団体数が少ない（10 程度）区分が目立ってきたことから、現行の設定区分では相対的比較に困難が生じていないか検証を行う。

¹¹⁾ 「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書 一類似団体区分のあり方に関する調査研究」（平成 18 年 3 月 財団法人自治総合センター）

(都市・16 類型)

産業構造 Ⅱ次、Ⅲ次 Ⅲ次				95%以上		95%未満		計	
				65%以上	65%未満	55%以上	55%未満		
人口				区分	3	2	1	0	計
		50,000	人未満	I	8	13	175	66	262
50,000	人以上	100,000	人未満	Ⅱ	11	19	201	36	267
100,000	人以上	150,000	人未満	Ⅲ	8	1	83	11	103
150,000	人以上		人未満	Ⅳ	2	1	48	4	55
計					29	34	507	117	687

(町村・15 類型)

産業構造 Ⅱ次、Ⅲ次 Ⅲ次				80%以上		80%未満	計	
				55%以上	55%未満			
人口				区分	2	1	0	計
		5,000	人未満	I	80	30	138	248
5,000	人以上	10,000	人未満	Ⅱ	93	42	107	242
10,000	人以上	15,000	人未満	Ⅲ	81	29	43	153
15,000	人以上	20,000	人未満	Ⅳ	77	17	29	123
20,000	人以上		人未満	Ⅴ	133	21	8	162
計					464	139	325	928

② 類型設定の基準の検証

現行の「人口及び産業構造」による類型設定よりも有効かつ適切な基準・指標はないか検証を行う。

4) 類似団体区分の検証・分析の手法

① 類型内の団体数の偏在是正

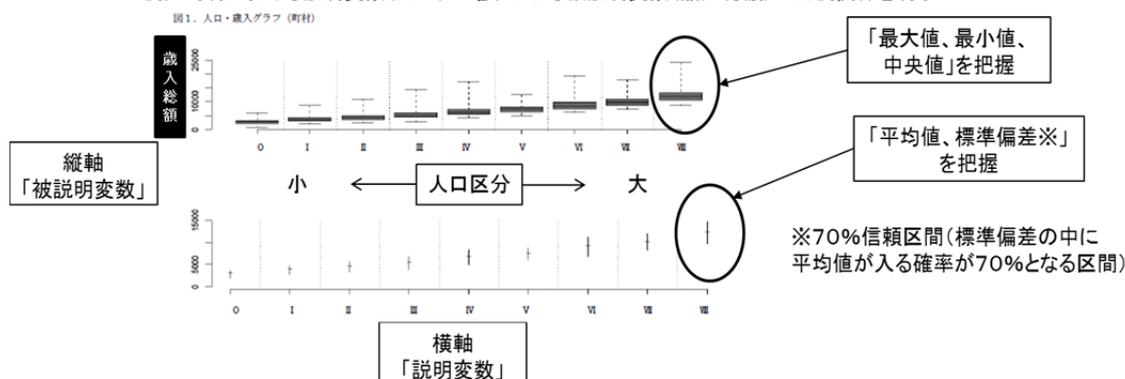
類型内の団体数が少ない場合（概ね 10 団体未満）、相対的な比較に困難が生じている懸念があり、類型内の団体数が一定（概ね 10 団体以上）程度確保できるように類型設定の区分の検討を行った。

② 新たな説明変数も含めた類型の基準の設定

類型設定の基準として用いるデータである人口や産業構造等の「説明変数」で類型を設定し、市町村の規模、構造、性質を示す歳入総額や財政力指数等の「被説明変数」の変動（最大値、最小値、中央値、平均値、標準偏差、70%信頼区間（標準偏差の中に平均値が入る確率が 70%となる区間））を「箱ひげ図」によりグラフ化し、統計学的観点からその類型設定の有用性を検証した。

【箱ひげ図イメージ】

例) 町村における説明変数(人口)の増加による被説明変数(歳入総額)の比例関係を明示



なお、検証・分析対象は、団体区分内の団体数に大幅な変動が生じている都市及び町村とし、検証順序は、以下のとおりとした。

- ・ 単一の「説明変数」(人口、産業構造、面積、可住地面積)と「被説明変数」の相関性(16パターンで検証・分析)
- ・ 組合せの「説明変数」(人口及び産業構造、人口及び面積等)と「被説明変数」の相関性(12パターンで検証・分析)

5) 類似団体区分の検証・分析結果

① 類型内の団体数の偏在是正

現行の類似団体区分を設定する基準である「産業構造」の第2次・第3次産業比率について、都市においては、5年間で2.0ポイント減少(H17(92.1)→H22(90.1))しており、より適切な団体間比較を実施すべく、影響を加味した区分の見直しが必要と考えられる。町村においては、5年間で比率に変化がないことから区分の見直しは不要と考えられる。

また、第3次産業比率について、都市においては、5年間で比率に変化がないことから区分の見直しは不要と考えられる。町村においては、5年間で1.9ポイント上昇(H17(57.7)→H22(59.6))しており、産業構造の変化が顕著であることから区分の見直しが必要と考えられる。

以上のことから、前回見直しから10年経過していることも踏まえ、「産業構造」の区分を以下のとおり見直すことで、類型内の団体数の偏在是正を図るべきと考えられる。

- ・ 都市においては、第2次・第3次産業人口比率の区分を95%から90%に引き下げる。その結果、一類型内の団体数が10団体未満及び100団体超である類型は、見直し前後で8から3となる。
- ・ 町村においては、第3次産業人口比率の区分を55%から60%へ引き上げる。その結果、一類型内の団体数が10団体未満及び100団体超である類型は見直し前後で同数の4となるが、各類型における団体数が概ね均等となる。

② 新たな説明変数も含めた類型の基準の設定

「箱ひげ図」における「中央値」及び「平均値」の双方で傾向を検証し、説明変数と被説明変数との相関性の有無を判定した。相関性を判定する上で、傾向を大別すると、「正の相関性を示すもの」（説明変数の増に伴い、被説明変数が増となる場合）、「負の相関性を示すもの」（説明変数の増に伴い、被説明変数が減となる場合）、「概ね一定の数値を示すもの」（説明変数の増減にかかわらず、被説明変数が一定の場合）となる。

a) 説明変数を単体として、被説明変数との相関を見た場合※

※都市、町村のどちらにおいても、正又は負の相関性を示した項目数

説明変数に対する被説明変数の相関性について(単体)

説明変数 \ 被説明変数		【既存】		【新規】								
		歳入総額	財政力指数	有形固定資産減価償却率(改訂モデル)	有形固定資産減価償却率(基準モデル)	普通建設事業費						
						補助事業費		単独事業費				
						新規整備	更新整備	新規整備	更新整備	新規整備	更新整備	
【既存】	人口	○	○	□	□	○	○	○	○	○	○	○
	産業構造	○	○	□	□	▲	▲	▲	☆	☆	▲	○
【新規】	面積	△	●	□	□	○	○	△	○	○	○	△
	可住地面積	○	▲	□	□	○	○	○	△	○	○	○

- ※1 「○」…都市、町村のどちらにおいても、正の相関性を示す変数(ex.人口が増加した場合、歳入増額が増加するもの)
「●」…都市、町村のどちらにおいても、負の相関性を示す変数(ex.人口が増加しているにもかかわらず、歳入が減少するもの)
「△」…都市、町村の少なくとも一方に、正の相関性を示す変数
「▲」…都市、町村の少なくとも一方に、負の相関性を示す変数
「☆」…都市、町村で正又は負の異なる相関性を示す変数
「□」…説明変数の増減にかかわらず、概ね一定の数値を示す指数

※2 「有形固定資産減価償却率」…サンプル数が比較的多く、傾向を検証することが可能な連結財務書類(総務省方式改訂モデル)及び(基準モデル)を抽出して比較。

- 「産業構造」は、3つの被説明変数（歳入総額、財政力指数、単独事業費（更新整備））で、相関性を示した。
- 「面積」は、6つの被説明変数（財政力指数、普通建設事業費、補助事業費、補助事業費（更新整備）、単独事業費、単独事業費（新規整備））で、相関性を示した。
- 「可住地面積」は、7つの被説明変数（歳入総額、普通建設事業費、補助事業費、補助事業費（新規整備）、単独事業費、単独事業費（新規整備）、単独事業費（更新整備））で、相関性を示した。
- 「人口」は、「有形固定資産減価償却率（改訂モデル）」、「有形固定資産減価償却率（基準モデル）」を除く9つの被説明変数で、相関性を示した。

上記の結果から、「人口」は、他の説明変数と比較すると、その団体の態様を

的確に反映させる変数として、非常に有効であるといえる。

b) 複数の説明変数を組み合わせ、被説明変数との相関を見た場合※

※都市、町村のどちらにおいても、正又は負の相関性を示した項目数

説明変数に対する被説明変数の相関性について(組合せ)

説明変数 \ 被説明変数		【既存】		【新規】								
		歳入総額	財政力指数	有形固定資産減価償却率(改訂モデル)	有形固定資産減価償却率(基準モデル)	普通建設事業費						
						補助事業費			単独事業費			
						新規整備	更新整備	新規整備	更新整備			
【既存】	人口・産業構造	○	○	□	□	●	○	×	▲	●	●	●
【新規】	人口・面積	○	●	□	□	△	○	×	△	○	△	○
	人口・可住地面積	△	●	□	□	○	△	○	△	○	△	△

※1 「○」…都市、町村のどちらにおいても、正の相関性を示す変数(ex.人口が増加した場合、歳入増額が増加するもの)
「●」…都市、町村のどちらにおいても、負の相関性を示す変数(ex.人口が増加しているにもかかわらず、歳入が減少するもの)
「△」…都市、町村の少なくとも一方に、正の相関性を示す変数
「▲」…都市、町村の少なくとも一方に、負の相関性を示す変数
「□」…説明変数の増減にかかわらず、概ね一定の数値を示す指数

※2 「有形固定資産減価償却率」…サンプル数が比較的多く、傾向を検証することが可能な連結財務書類(総務省方式改訂モデル)及び(基準モデル)を抽出して比較。

- ・ 「人口及び面積」は、5つの被説明変数(歳入総額、財政力指数、補助事業費、単独事業費、単独事業費(更新整備))で、相関性を示した。
- ・ 「人口及び可住地面積」は、4つの被説明変数(財政力指数、普通建設事業費、補助事業費(新規整備)、単独事業費)で、相関性を示した。
- ・ 「人口及び産業構造」は、「有形固定資産減価償却率(改訂モデル)」、「有形固定資産減価償却率(基準モデル)」、「補助事業費(新規整備)」、「補助事業費(更新整備)」を除く7つの被説明変数で、相関性を示した。

上記の結果から、「人口及び産業構造」は最も有効に機能しているといえる。また、統計の継続性の観点からも「人口及び産業構造」を用いることは適切と考えられる。

以上のことから、類型設定の基準としては、引き続き「人口及び産業構造」を用いることが適当である。

なお、「有形固定資産減価償却率」については、どの説明変数においても概ね一定の数値を示したことから、他の財政指標の分析との整合を取るため、地方公会計の整備により得られる新たな指標についても「人口及び産業構造」で区分した類似団体により比較することで問題はないと考えられる。また、将来的には、地方公会計の整備により得られる他の指標についても、今後の活用状況等を踏まえながら、類似団体の設定の基準について検討されることを期待する。

6) 「財政状況資料集」の充実

「財政状況資料集」は、決算統計等のデータ等を用いた様々な観点からの財政分析を盛り込み、財政力指数、経常収支比率、将来負担比率、実質公債費比率等の主な財政指標の経年比較・類似団体比較を可能とする資料として、平成 22 年度決算から現在の様式となったところである。

今般、総務省においては、住民一人当たりのコストについて、これまで一部（人件費、公債費、普通建設事業費）に限られていた項目を、平成 27 年度決算から「性質別」や「目的別」で網羅的に「財政状況資料集」において公表することとしている。また、平成 29 年度までに随時、土地情報を始めとしたストックに関する情報が固定資産台帳の整備及び公表により明らかになり、今後の最重要課題の一つである公共施設等の老朽化対策に対応するための「有形固定資産減価償却率」や施設の保有量も「財政状況資料集」において順次公表することとしている¹²。

当研究会としても、これまでの議論も踏まえ、「財政状況資料集」を充実させていくことが望ましいものとする。

¹² 平成 27 年 11 月 27 日経済財政諮問会議 総務大臣提出資料

「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」

開催要綱

1. 趣 旨

統一的な基準による地方公会計について、原則として平成 29 年度までに整備して予算編成等に活用するように地方公共団体に要請しているところであるが、その活用のあり方等をさらに検討していくことにより、地方公会計のより一層の活用につなげる必要があるため、「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」を開催することとする。

2. 名 称

本研究会は、「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3. 構 成 員

別紙のとおりとする。

4. 運 営

- (1) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、あらかじめ座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求めることができる。
- (4) 研究会は、原則公開とするが、座長は、必要があると認めるときは研究会を公開しないものとするができる。
- (5) 研究会終了後、配布資料を公表する。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (6) 本要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定めるものとする。

5. 開催期間

平成 28 年 4 月から開催する。

6. 庶 務

研究会の庶務は、総務省自治財政局財務調査課及び地方公共団体金融機構地方支援部が行う。

地方公会計の活用のあり方に関する研究会 名簿

(敬称略・五十音順)

天川 竜治	熊本県宇城市総務部財政課長
稲沢 克祐	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授
遠藤 尚秀	福知山公立大学地域経営学部教授
柏木 恵	キャノングローバル戦略研究所主任研究員
小西 砂千夫	関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授
小室 将雄	有限責任監査法人トーマツパートナー 公認会計士
菅原 正明	公認会計士・税理士
関口 智	立教大学経済学部経済政策学科教授
田中 弘樹	愛媛県砥部町会計課課長補佐
徳重 覚	埼玉県企画財政部市町村課長
中川 美雪	有限責任あずさ監査法人マネジャー 公認会計士
古市 将人	帝京大学経済学部経済学科講師
細井 雅代	追手門学院大学経済学部経済学科准教授

地方公会計の活用のあり方に関する研究会 開催状況

第1回開催 平成28年4月28日(木)

- 開催要項(案)について
- 今後のスケジュール(案)について
- 地方公会計の活用事例発表【愛媛県伊予郡砥部町】
- 統一的な基準による地方公会計マニュアルにおけるQ&Aについて
- 各種指標の有用性の検証について
- 財政分析手法の今後の検討課題について

第2回開催 平成28年5月27日(金)

- 前回(4月28日)の議論について
- 地方公会計の活用事例発表【京都府相楽郡精華町】
- 固定資産台帳に係るQ&Aの追加案について
- 諸外国の公会計上の耐用年数について

第3回開催 平成28年7月1日(金)

- 前回(5月27日)の議論について
- 地方公会計の活用事例発表【熊本県宇城市】
- 固定資産台帳以外に係るQ&Aの追加案について
- 各種指標の設定について(耐用年数設定のあり方等)
- 財政分析手法の今後の検討課題について

第4回開催 平成28年8月22日(月)

- 前回(7月1日)の議論について
- 報告書(案)について

第5回開催 平成28年9月23日(金)

- 前回(8月22日)の議論について
- 報告書(案)について

地方公会計の活用のあり方に関する研究会
報 告 書 資 料

目次

- ・ 先進自治体の活用事例について . . . P 2 7
- ・ Q & A の追加について . . . P 3 7
- ・ 地方公会計の整備により算出される
指標の有用性の検証について . . . P 4 5
- ・ 類似団体区分の検証・検討 . . . P 4 7
- ・ 財政状況資料集の様式への反映 . . . P 5 3

先進自治体の活用事例について

先進自治体の活用事例について

○ 3団体から収集した地方公会計を活用した先進事例について周知する。

事例収集団体

1. 愛媛県伊予郡砥部町
2. 京都府相楽郡精華町
3. 熊本県宇城市

活用項目

1. 予算要求特別枠による中長期的なコストの削減【愛媛県伊予郡砥部町】
2. 広報誌、バランスシート探検隊等による広報活動【愛媛県伊予郡砥部町】
3. 適切な資産管理のための基金の創設【京都府相楽郡精華町】
4. 台帳の管理体制の強化【京都府相楽郡精華町】
5. セグメント分析による図書館の統廃合【熊本県宇城市】
6. 予算編成のための行政コストの比較【熊本県宇城市】
7. 日々仕訳の自動化による業務の効率化【熊本県宇城市】

セグメント分析（予算編成への活用）

【事例】 予算要求特別枠による中長期的なコストの削減（愛媛県伊予郡砥部町）

背景・目的

- 予算の編成過程において、施設別・事業別財務書類の活用や中長期的なコストの「見える化」により、限られた財源を賢く使うことを促進していく。

事例概要

- 平成28年度において、公会計を活用した「予算要求特別枠」を設定。中長期的なコスト減につながる事業（蛍光灯のLED化、高耐久性部材の導入等）については、通常の予算要求枠とは別枠での予算要求を可能とした。
- 各担当課は、施設別・事業別の財務書類を審査資料として財政局に提出。中長期的なコスト減の検証などを行っていく。

年間コスト比較（イメージ）

〔施設別のライフサイクルコスト（試算）〕

	初期費用	初期費用／耐用年数
蛍光灯	300万円	150万円
蛍光灯型LEDランプ	1,000万円	100万円

LED化した場合、年間50万円削減でき、電気代の削減も2割程度期待。

中長期的にはLED照明器具の方が安くするため、LEDを選択。

※耐用年数について、通常の蛍光灯は2年、LEDライトは10年と仮定
※この他、電気代の削減も2割程度期待できる。

効果等

- 「予算要求特別枠」を創設することにより、財務書類を積極的に活用し、中長期的なコストを意識した予算編成を行う機運が醸成された。

情報開示（財政を住民とともに考える）

【事例】 広報誌、バランスシート探検隊等による広報活動（愛媛県伊予郡砥部町）

背景・目的

- 広報誌とともに、多くの住民が楽しく参加できるイベントを通して財務情報を伝える。

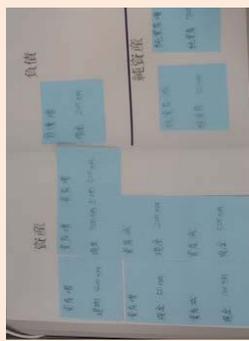
事例概要

- バランスシート探検隊(砥部町版)
参加者が町の財政や人口問題を勉強し、付箋紙を使って仕訳から財務書類ができるまでを体験したあと、施設別財務書類データが記載されたノートを持って公共施設を見学する。
- SIM2030inとべ
参加者は、架空の地方公共団体の部長となり、限られた収入の中で、事業の実施、資金調達の方法等の選択をしながら、15年後までの地方公共団体の経営をシミュレートする。議会への説明も交えながら、特色あるまちづくりを目指す。

- 広報誌
住民向けに「公会計」の必要性などを毎月掲載する。

効果等

- 公会計を通じて町の財政について住民・議員・職員が共通の土俵で議論することができ、財政改革に対する意識が向上した。



適切な資産管理（将来の施設更新等の財源確保）

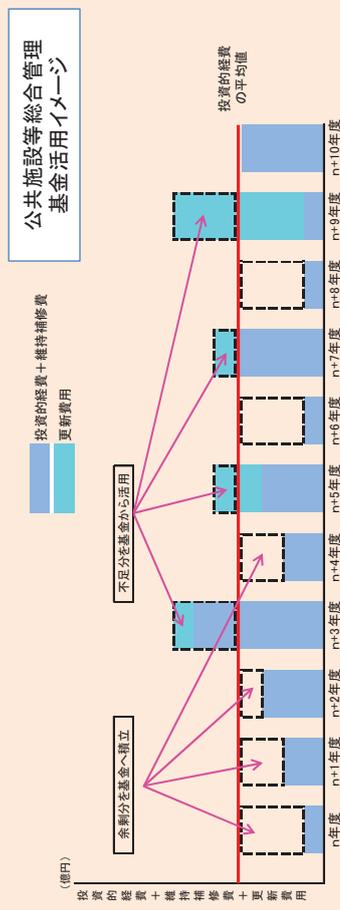
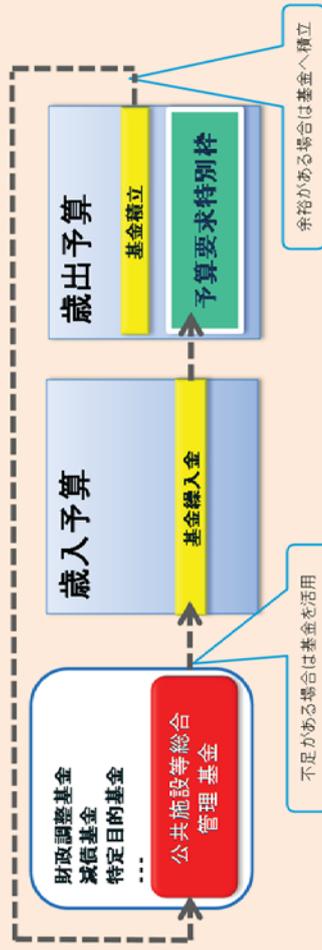
【事例】適切な資産管理のための基金の創設（京都府相楽郡精華町）

背景・目的

- 将来発生する公共施設等の更新需要に備えるため、長期的な視点を持って、公共施設等の更新や長寿命化対策を計画的に行うとともに、所要の財源の確保、財政負担の平準化を図る必要がある。

事例概要

- 耐用年数が到来した資産を固定資産台帳から抽出し、資産所管課において、資産の取替・修繕・廃棄の要否について検討。
- 施設設備の老朽化対策、予防保全、中長期的なコスト削減を可能とする事業に優先的配分するための「予算要求特別枠」を創設。
- 将来発生する更新費用や投資的経費の年度間の不均衡に対応するため、公共施設等総合管理基金を創設。



効果等

- 公共施設等総合管理基金を創設し、新たに通常予算枠とは別枠で設ける予算要求特別枠の財源としても活用することで、財源をローリングし、公共施設マネジメントに備えた実効性のある予算の編成が期待できる。

情報の管理（日々仕訳の活用）

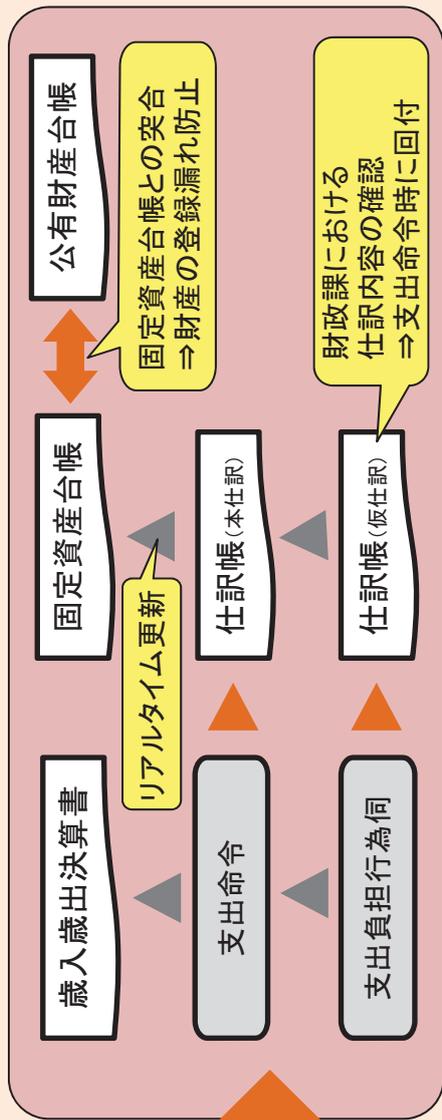
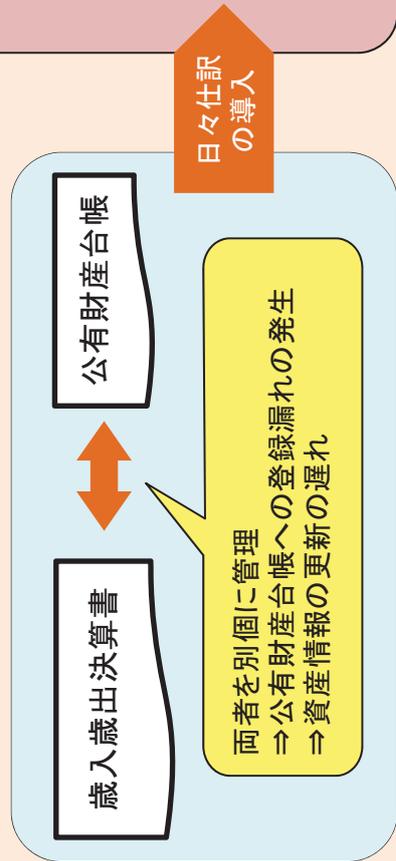
【事例】台帳の管理体制の強化（京都府相楽郡精華町）

背景・目的

- 歳入歳出執行情報と公有財産台帳情報を別個に管理していたため、公有財産台帳への登録漏れが発生するとともに、資産情報を日々更新することができなかった。

事例概要

- 日々仕訳を行うことにより、資産情報を固定資産台帳にリアルタイムで更新することができる。
- リアルタイムで更新される固定資産台帳と突合することで、公有財産台帳を日々更新することができるとともに、財産の登録漏れを防ぐことができる。



効果等

- 日々仕訳を導入することにより、資産の増減に関する複式仕訳と固定資産台帳への登録を事務フローに組み込むことで、公有財産台帳への登録漏れを防ぐとともに、固定資産台帳をリアルタイムで更新することができる。
- 各資産担当課において、保有資産に対する任意識の醸成が期待できる。

セグメント分析（施設の統廃合）

【事例】セグメント分析による図書館の統廃合（熊本県宇城市）

背景・目的

- 合併に伴い、同種同規模の建物が旧町ごとに存在している現状は、少子高齢化、市民ニーズの多様化、合併による生活圏の変化に合致した施設規模・配置では必ずしもなくなっている。
- 多くの施設を維持管理する上で、更新又は大規模改修が必要な施設に計画的かつ適切な安全管理ができていない。

事例概要

- 財務書類をもとに作成した「施設白書」のデータを使い、一日当たりの貸出冊数、貸出一冊当たりのコストをグラフ化し、4つのグループに分け、各図書館の評価分析を実施。
- 必要性検討領域にある2つの図書館について、以下の要素も考慮しながら、移転、解体等を検討。

- ・耐震性
- ・地理的要素 等



効果等

- 検討の結果、耐震性が低いC図書館については、平成27年度解体撤去。
- 市街地中心部から離れていたE図書館はA図書館の分館として中心部にある支所に移転（貸出冊数が倍増（1,500冊→3,000冊/月）。E図書館であったスペースは手狭になった郷土資料館の拡張に利用。

セグメント分析（予算編成への活用）

【事例】 予算編成のための行政コストの比較（熊本県宇城市）

背景・目的

- 合併時点では、事業や施設管理の予算編成の基準が旧町ごとに異なっており、予算編成時点で行政コスト等の比較検討をすることが必要となっていた。

事例概要

- 予算科目を設定する際、款・項・目の下に担当係別に施設別等に事業単位を設定することで、予算編成時点において事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成し、比較分析。

「図書館施設管理経費」とひとくくりにするのではなく、各図書館単位で設定

款	款名称	項	項名称	目	目名称	事業連番	事業名称
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	200	図書館一般経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	202	図書館運営委員会経
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	203	A図書館施設管理経
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	204	B図書館施設管理経
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	205	C図書館施設管理経
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	206	D図書館施設管理経
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	207	E図書館施設管理経
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	1051	図書館職員人件費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	1143	図書館建設経費
9	教育費	5	社会教育費	5	図書館費	1230	移動図書館事業費

効果等

- 予算科目の細かい設定により、予算編成時点で事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することが可能となった。
- 行政コスト計算等により、利用者一人当たりコスト、利用状況等を勘案した上で、施設や事業の在り方を検討することが可能となった。

Q & Aの追加について

Q & A の追加について

○ 統一的な基準による地方公会計マニュアルのQ&A集に以下のQ&Aを追加する。

番号	質問	回答
1	<p>固定資産台帳の整備に当たり、付随費用も把握することとなるが、期末一括仕訳を想定した場合、後で登記費用などを個別仕訳(同時に固定資産台帳登録)することは難しいと考えている。付随費用の把握に有効な手法を御教示願いたい。</p>	<p>「台帳手引き」39段落には、「例えば土地の取得価額には、購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費といったもの、工作物である道路の取得価額には、道路そのものの取得にかかる直接的な対価のほか、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額を含めます。」と記載されています。そのため、これらの支出については、事前に主体となる資産の名称、内容、金額を記録しておくことが期中から必要です。また、上記対応を実施するためには何が付随費用に該当するかについて斤内に周知し、事前に記録しておく仕組みを作ることが必要であると考えられます。</p>
2	<p>既存資産を除却した際の取扱いについて、例えば以下の場合、「〇〇」に係る金額を固定資産台帳から控除する必要があるのでしょうか。</p> <p>①A建物を全部取り壊した場合の「A建物」 ②A建物を半分取り壊した場合の「A建物の半分」 ③A建物を半分取り壊し、当該部分を増築し直した場合(=建物の改築を想定)の「A建物の半分」</p>	<p>お見込みのとおり、全てのケースにおいて、固定資産台帳から控除(全部又は一部減額)することとなります。</p>
3	<p>例えば耐用年数が50年であるA建物について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和45年度に100,000千円で取得 ・昭和55年度に10,000千円の資本的支出 ・平成5年度に20,000千円の資本的支出 <p>という状況が判明している場合、「台帳手引き」64段落にいう「原則」に従うとすれば、固定資産台帳の取得価額等に記載する金額は次の理解で正しいでしょうか。</p> <p>①A建物の再調達原価(昭和59年度以前のため) ②記載しない(昭和59年度以前のため) ③20,000千円(昭和60年度以降の資本的支出のため)</p>	<p>原則として、「台帳手引き」41段落の記載に則り、①、②、③をそれぞれ別個の資産として認識することが適当です。</p> <p>したがって、</p> <p>①については、お見込みのとおりです。 ②については、昭和59年度以前取得分であるため、「台帳手引き」64段落の記載に則り、原則として再調達原価で評価することが必要です。なお、建物の延べ床面積が増加する工事である場合は「台帳手引き」別紙7に記載の単価等を用いて再調達原価を算定し、耐震補強工事や避難階段設置工事のように建物の延べ床面積が増加しない工事である場合は支出額を再調達原価とみなすことが考えられます。 ③については、お見込みのとおりです。</p> <p>ただし、昭和59年度以前に取得した建物に関し、地方公共団体の判断で、取得後の一定額以下の資本的支出は台帳に計上しないという考え方をとり、①のみ再調達原価で評価した金額を固定資産台帳に記載することも考えられます。</p>

Q & Aの追加について

番号	質問	回答
4	美術品は300万円以上の場合に、資産として計上することとなりますが、文化財として管理している美術品は資産対象範囲外としてよいのでしょうか。	文化財であるからといって、一律に資産計上の対象外とすべきではないと考えます。なお、文化財等を資産として計上する際も、取得価額又は再調達原価により計上することが原則ですが、例えば遺跡から大量に出土した物等、資産価値の把握が困難な場合に、地方公共団体の判断により備忘価額1円とすることも考えられます。
5	固定資産台帳に記載する物品として、「取得価額又は見積価額が50万円以上の場合」とされていますが、単価が50万円未満の物品を複数個まとめて整備し、50万円以上となった場合は、資産として台帳に記載し、単体で整備した場合は、台帳に記載しないのでよいのでしょうか。	物品単体で50万円を超えなければ、資産計上する必要はありません。これは、あまりに少額なものまで固定資産として計上すると、その後の資産管理が煩雑となるため定められた重要性の基準値であり、複数の物品をまとめて整備し全体の額が50万円を超えたとしても、台帳に記載することはありません。 一方で、単品で50万円を超えないものであっても、複数の資産が一体となって機能し、取得と除却がその単位で行われるものであれば、まとめて計上します。
6	固定資産台帳をもって公有財産台帳に代えることは可能ですでしょうか。	各地方公共団体において定めている公有財産台帳で記載すべき内容が、固定資産台帳に記載されていれば、公有財産台帳兼固定資産台帳として取り扱うこともできます。
7	橋りょうの工事単価が不明な際に、直近の工事費の平均を算出とあるが、直近の工事が無い場合にはどのように工事単価を算出するのでしょうか。	直近の工事実績が無い場合には、実際に現時点で橋りょうを整備するとしたら、どの程度かかるのかを積算する、又は近隣他団体での実績値を参考とするなどの方法が考えられます。
8	地方消費税清算金(歳出)は、どの勘定科目で処理するのでしょうか。	地方消費税清算金は、各都道府県に国から払い込まれた額を消費に相当する額に応じて相互間に清算するための歳出であることを踏まえ、一例として以下のとおり仕訳します。 【純資産変動計算書】税収等／【資金収支計算書】業務費用支出(その他)
9	国庫補助金などの返納金は、どの勘定科目で処理するのでしょうか。	受領した当該年度に返納する場合、一例として以下のとおり仕訳します。 【純資産変動計算書】国庫等補助金／【資金収支計算書】国庫等補助金収入(業務又は投資) (国庫補助金にマイナスを立てる仕訳)

Q & Aの追加について

番号	質問	回答
10	<p>県において市町村への無償譲渡が前提となっている土地改良事業や、県が管理する国道の新設などに係る委託料や工事請負費の支出についてはどのようなように計上するのでしょうか。</p>	<p>【行政コスト計算書】移転費用(補助金等)に計上します。完成まで建設仮勘定とし無償所管換等に計上するという考えもありますが、最終的に県の固定資産にならないものを完成まで建設仮勘定として計上する必要はありません(ただし、「台帳手引き」21段落に記載するとおり、当該団体の資産としては計上しないものの、公共施設等のマネジメントの観点から、固定資産台帳に記載し、貸借対照表に土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額を注記することは望まれます。)</p>
11	<p>県が管理する国道等の所有外資産に対する修繕費等も【行政コスト計算書】物件費等(維持補修費)に計上するのでしょうか。</p>	<p>所有外資産であっても、管理者として維持補修していることから、「【行政コスト計算書】物件費等(維持補修費)」として計上します。</p>
12	<p>減債基金について、マニュアルの別表6-4で固定資産になるものと流動資産になるものが分かれています。区別の基準は何でしょうか。</p>	<p>減債基金のうち固定資産となるものと流動資産となるものの区分方法について以下のとおり例示します。</p> <p>〔固定資産〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰上償還相当額を減債基金に積み立てるもの ・満期一括償還に備えて毎年一定率ずつ減債基金に積み立てているもの〔流動資産〕 ・歳計剰余金処分により積み立てたもの等、特定の地方債との紐付けがないもの <p>なお、1年以内に償還予定の満期一括償還地方債の償還のために減債基金に積み立てたものについては、当該満期一括償還地方債を流動負債に振り替えるのに合わせて、流動資産に振り替えることも考えられます。</p>
13	<p>固定資産の除却については、当該費用は資産計上すべきでしょうか。又は維持補修費として取り扱うべきでしょうか。仮に資産計上した場合は、除却した償却資産の帳簿価額が消し込まれているにもかかわらず、当該除却費用が数値上の資産として残るものと思われませんか。</p>	<p>固定資産の除却の場合、当該支出は資本形成にはつながらないため、資産計上すべきではありません。</p> <p>固定資産台帳に簿価が残っている場合、除却に伴って固定資産がなくなるため、残っている分については、「【行政コスト計算書】臨時損失(資産除売却損)」に計上されます(別表7-5 歳入歳出データに含まれない非資金仕訳)。</p> <p>また、除却に伴って解体費用等が別途発生する場合には、解体費用等を資産除売却損に含めます。</p>

Q & Aの追加について

番号	質問	回答
14	<p>建物、建物附属設備、工作物、物品の違いについて、例示してください。</p>	<p>建物、建物附属設備、工作物、物品は、以下を参考に判断してください。</p> <p>○建物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相当の期間、存在することを前提に、原則として屋根・壁・柱を有する土地の上に建てられたもの <p>○建物附属設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物に付随して機能するもの 例：冷暖房設備、電気設備、排水衛生設備、昇降設備等 <p>○工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の上に定着する建物以外のもの ・人間が継続的に居住・滞在する目的以外のために設計されたもの 例：塀、防壁、堤防、トンネル、橋りょう、煙突、貯蔵用タンク、ため池、ダム、屋外広告塔、駐車場(舗装路面)、舗装道路(アスファルト敷やれんが敷等)等 <p>○物品(工作物、建物、建物附属設備との違いの観点から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地に定着していない、据置きのもの ・固定されているが、天井又は壁面等に金具によって取付・設置されているもの(建物又は工作物そのものと一体となっているものは、建物又は工作物として取り扱う。)
15	<p>公有財産台帳等から取得原価がわかっていたとしても、昭和59年度以前に取得したものは原則として取得原価不明なものとして取り扱い、別途再調達原価を把握し採用する必要があるのでしょうか。</p>	<p>比較可能性を確保する観点から、開始時については、昭和59年度以前に取得したものは、原則として、取得原価不明なものとして取り扱う必要があります。</p>
16	<p>資産計上の金額基準として、物品は50万円(美術品は300万円)、ソフトウェアも物品に準じて取り扱うことが可能とされていますが、その他の償却資産(工作物等)については適用の余地はないのでしょうか。</p>	<p>償却資産については、各団体において、資産としての重要性を踏まえて公有財産の規則等で金額基準を定め、一定額以下は計上しないとする取扱いも考えられます。</p>
17	<p>埋立を行った場合、資産をどのように認識すべきでしょうか。</p>	<p>埋立地については、土地の取得として認識します。 その上に整備した護岸については、工作物として認識します。</p>
18	<p>分収林については、その実質的な売却価値が固定資産台帳に計上する価値となるのでしょうか(例えば地権者と7:3で収益を按分する場合は、按分後の価額になるのでしょうか。)</p>	<p>分収林における立木竹の所有者は地方公共団体となるため、再調達原価を全額計上します。</p>

Q & Aの追加について

番号	質問	回答
19	地方公共団体が管理することとされている普通河川は、資産として計上しない取扱いでよいのでしょうか。	普通河川は法定外公共物であり、その取扱いについては、「台帳手引き」21段落にあるとおり、当該地方公共団体の資産としては計上しないものの、固定資産台帳に記載し、貸借対照表に取得原価等の財務情報を注記することが望まれます。 その際、取得原価等については、過去の整備費等の合計額として差し支えありません。
20	アスファルト舗装道路の一般的な構造のうちどの部分を道路として計上し、どの部分を土地とするのか。道路は「道路改良」と「舗装工事」に分けるのでしょうか。	基本的には、路床は土地、路盤は道路改良、基層・表層は舗装道路(アスファルト敷)とすることが考えられますが、これらの各事業費の区分ができない場合には、一括して道路とすることも差し支えありません。
21	ソフトウェアとハードウェアを一体で購入しており、その取得価額の内訳の把握が困難な場合、区別せずいずれかの勘定科目に含めてよいのでしょうか。	取得価額の内訳を区分するのが困難な場合には、いずれかの勘定科目に含める取扱いも差し支えありません。
22	中央制御システムによって、工場内の機械及び装置を動かしている場合の当該制御システムは、「台帳手引き」70段落④に準じて、ソフトウェアを区別せず、当該機械及び装置を計上する物品等の勘定科目に含めて計上してよいのでしょうか。	当該機械及び装置と当該制御システムが一体とならなければ機能しない性格のものであれば、お見込みの取扱いで差し支えありません。
23	「台帳手引き」26段落の所有権移転ファイナンス・リース取引に該当するリース取引に関し、 (1) 契約上は明記されていないが契約終了時の無償譲渡が慣例で行われる場合も、26段落①にある契約上リース期間終了後等に所有権が移転する場合に準ずる取扱いとしてよいのでしょうか。 (2) 市販のソフトや機械及び装置の軽微なカスタマイズ程度の場合は、26段落③の特別仕様に該当しないものとしてよいのでしょうか。	(1) について、お見込みのとおりです。 (2) について、カスタマイズの程度によりますが、汎用性が失われていないのであれば、お見込みのとおりです。
24	リース資産の取得価額について、利息相当額を除かない方法も認められるのでしょうか。	原則として、リース資産は、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除した金額を計上しますが、金額等の観点から重要性が乏しいと認められる場合は、継続的な処理を前提に、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることもできます。
25	「台帳手引き」40段落では、資本的支出に関する記述が有形固定資産に限定されていますが、無形固定資産は含まないのでしょうか。	無形固定資産についても同様の取扱いとなります。

Q & Aの追加について

番号	質問	回答
26	開始後に耐用年数を修正する際の処理は、どのように行うのでしょうか。	<p>基本的には、以下の取扱いによることとなります。 開始時の耐用年数が間違っていた場合： 本来の耐用年数により計算された減価償却累計額とこれまでの減価償却累計額の差額を全て当年度の【行政コスト計算書】臨時損失又は臨時利益(その他)に計上します。 用途の変更をする場合： 変更時の簿価に、変更後の残存耐用年数に応じた償却率を乗じて算出した金額を当年度の減価償却費として【行政コスト計算書】物件費等(減価償却費)に計上します。ただし、いずれの場合も、各地方公共団体の判断により、金額等による重要性の観点に照らして、耐用年数を修正しない取扱いも差し支えありません。</p>
27	工事のために土地を先行取得して期末を迎える時、土地取得費は土地勘定、建設仮勘定のどちらでしょうか。	一般的には土地勘定に計上することとなりますが、建設費等の総額を明確にする観点から、複数年度にわたる事業について建設費等を一旦建設仮勘定に集約し、完成時に各固定資産に振り分ける取扱いも考えられます。
28	土地区画整理事業の事業期間は非常に長期にわたりますが、事業費は供用開始まで建設仮勘定に計上すべきでしょうか。	所有権の移転が明確であれば、事業期間内であっても本勘定に振り替える取扱いも差し支えありません。
29	交換により事業用地を取得する際、開始時に1円で評価した道路用地を引き渡した場合には、当該事業用地は1円で資産計上するのでしょうか。	適正な対価を支払わずに取得したものは原則として再調達原価とされる取扱いに準じ、交換時点で事業用地を再評価して差額を純資産変動計算書で計上します。
30	都道府県が支出する地方消費税交付金はどの勘定科目で処理するのでしょうか。	一例として次のとおり仕訳します。 【行政コスト計算書】移転費用(補助金等)／【資金収支計算書】移転費用支出(補助金等支出)
31	公営企業への出資金はどの勘定科目で処理するのでしょうか。	一例として次のとおり仕訳します。 【貸借対照表】投資及び出資金(その他)／【資金収支計算書】投資活動支出(投資及び出資金支出)

<用語>

・「台帳手引き」:「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」

地方公会計の整備により算出される指標の
有用性の検証について

公共施設等更新費用試算ソフト・公共施設状況調査における施設類型と財政状況資料集の施設類型（案）の比較

公共施設等更新費用試算ソフトの施設類型

大分類	中分類
道路	
橋りょう	
市民文化系施設	集会施設
	文化施設
社会教育系施設	図書館
	博物館等
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
	レクリエーション施設・観光施設
	保養施設
産業系施設	産業系施設
学校教育系施設	学校
	その他教育施設
子育て支援施設	幼保・こども園
	幼児・児童施設
	高齢福祉施設
保健・福祉施設	障害福祉施設
	児童福祉施設
	保健施設
	その他社会保険施設
医療施設	医療施設
行政系施設	庁舎等
	消防施設
	その他行政施設
公営住宅	公営住宅
公園	公園
供給処理施設	供給処理施設
その他	その他

公共施設状況調査の施設類型

施設類型 (都道府県)	施設類型 (市区町村)
道路	道路
橋りょう	橋りょう
青年の家	公民館、青年の家、集会施設
県民会館	市民会館
図書館	図書館
博物館等	博物館等
体育館、プール、陸上競技場、野球場	体育館、プール、陸上競技場、野球場
自然の家	自然の家
試験研究機関、職業能力開発校等	勤労青少年ホーム
学校施設	学校施設
	幼稚園・認定こども園
	児童館
老人福祉施設	老人福祉施設
身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設	身体障害者更生援護施設
児童福祉施設(※)、母子福祉施設	児童福祉施設(※)
保護施設	保健センター
診療施設	保健施設
庁舎	庁舎
公営住宅等	公営住宅等
公園	公園
港湾、漁港、職員公舎	港湾、漁港、職員公舎

財政状況資料集の施設類型(案)

施設類型 (都道府県)	施設類型 (市区町村)
道路	道路
橋りょう・トンネル	橋りょう・トンネル
	公民館
県民会館	市民会館
図書館	図書館
博物館等	博物館
体育館・プール、陸上競技場・野球場等	体育館・プール
試験研究機関	
学校施設	学校施設
	認定こども園・幼稚園・保育所
	児童館
	福祉施設
保健所	保健センター
	福祉施設
庁舎	庁舎
警察施設	消防施設
公営住宅	公営住宅
	一般廃棄物処理施設
港湾・漁港、空港	港湾・漁港

※公共施設状況調査における「児童福祉施設」は、保育所を含んでいる。

類似団体区分の検証・検討

類似団体区分の検証・検討

対応

1. 以下の現状を踏まえ、類型設定の基準の見直しを実施。

- 第Ⅱ次・第Ⅲ次産業比率について、都市においては、5年間で2.0ポイント減少<H17(92.1)→H22(90.1)>としており、より適切な団体間比較を実施すべく、影響を加味した区分の再設定が必要。
- また、町村においては、5年間で比率に変化がないことから区分の再設定は不要。
- 第Ⅲ次産業比率について、都市においては、5年間で比率に変化がないことから区分の再設定は不要。
- 町村においては、5年間で1.9ポイント上昇<H17(57.7)→H22(59.6)>としており、産業構造の高度化が顕著であることから区分の再設定が必要。

⇒ 相対的な比較が可能となるよう、類型の設定基準である「**産業構造**」を都市（**Ⅱ次、Ⅲ次比率95%→90%**）、町村（**Ⅲ次比率55%→60%**）ともに変更。（1団体のみの類型、可能な限り10団体未満の類型をなくすことを考慮。）

見直し前

都市 人口・産業構造別団体数表

人口	産業構造 Ⅱ次 Ⅲ次		95以上		95未満		計
	Ⅱ次	Ⅲ次	65以上	65未満	55以上	55未満	
50,000 未満	3	2	8	13	175	66	202
50,000 人以上	11	19	11	19	201	36	267
100,000 人以上	8	1	8	1	83	11	103
150,000 人以上	2	1	2	1	48	4	55
計	24	34	29	34	507	117	687

見直し後

都市 人口・産業構造別団体数表

人口	産業構造 Ⅱ次 Ⅲ次		90以上		90未満		計
	Ⅱ次	Ⅲ次	65以上	65未満	55以上	55未満	
50,000 未満	3	2	30	64	115	53	202
50,000 人以上	76	91	76	82	18	267	
100,000 人以上	37	33	37	29	4	103	
150,000 人以上	26	13	26	16	0	55	
計	142	201	149	192	75	687	

町村 人口・産業構造別団体数表

人口	産業構造 Ⅱ次 Ⅲ次		80以上		80未満		計
	Ⅱ次	Ⅲ次	55以上	55未満	45以上	45未満	
5,000 未満	2	1	30	30	138	248	
5,000 人以上	93	42	93	42	107	242	
10,000 人以上	81	29	81	29	43	153	
15,000 人以上	77	17	77	17	29	123	
20,000 人以上	133	21	133	21	8	162	
計	464	139	464	139	325	928	

町村 人口・産業構造別団体数表

人口	産業構造 Ⅱ次 Ⅲ次		80以上		80未満		計
	Ⅱ次	Ⅲ次	60以上	60未満	50以上	50未満	
5,000 未満	2	1	56	54	138	248	
5,000 人以上	60	75	60	75	107	242	
10,000 人以上	50	60	50	60	43	153	
15,000 人以上	47	47	47	47	29	123	
20,000 人以上	103	51	103	51	8	162	
計	316	287	316	287	323	928	

※赤色網掛けは団体数が10以上99未満の区分

類似団体区分の検証・検討

対応

2. 人口や産業構造等の「説明変数」と市町村の規模、構造、性質を示す歳入総額や財政力指数等の「被説明変数」の相関性の有無を判定し、次頁のとおり見直す。

【組合せパターン】

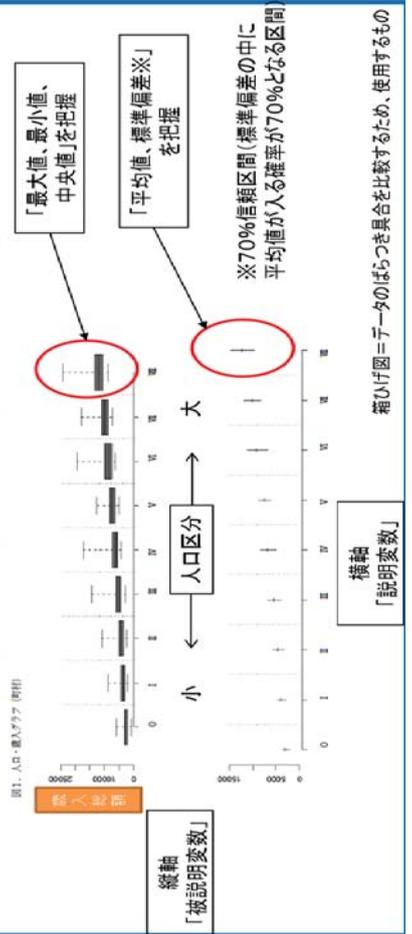
【類型設定に係る説明変数及び被説明変数の組合せ】計28パターンで検証・分析

I 単体の説明変数による検証		II 組合せの説明変数による検証	
【説明変数】	【被説明変数】	【説明変数】	【被説明変数】
① 人口	歳入総額	① 人口・産業構造	歳入総額
② 人口	財政力指数	② 人口・面積	財政力指数
③ 人口	有形固定資産減価償却率	③ 人口・面積・面積	有形固定資産減価償却率
④ 人口	普通建設事業費	④ 人口・面積・面積・面積	普通建設事業費
⑤ 産業構造	歳入総額	⑤ 人口・面積・面積・面積・面積	歳入総額
⑥ 産業構造	財政力指数	⑥ 人口・面積・面積・面積・面積・面積	財政力指数
⑦ 産業構造	有形固定資産減価償却率	⑦ 人口・面積・面積・面積・面積・面積・面積	有形固定資産減価償却率
⑧ 産業構造	普通建設事業費	⑧ 人口・面積・面積・面積・面積・面積・面積・面積	普通建設事業費
⑨ 面積	歳入総額	⑨ 人口・面積・面積・面積・面積・面積・面積・面積・面積	歳入総額
⑩ 面積	財政力指数	⑩ 人口・面積・面積・面積・面積・面積・面積・面積・面積・面積	財政力指数
⑪ 面積	有形固定資産減価償却率	⑪ 人口・面積・面積・面積・面積・面積・面積・面積・面積・面積・面積	有形固定資産減価償却率
⑫ 面積	普通建設事業費	⑫ 人口・面積・面積・面積・面積・面積・面積・面積・面積・面積・面積・面積	普通建設事業費
⑬ 可住地面積	歳入総額		
⑭ 可住地面積	財政力指数		
⑮ 可住地面積	有形固定資産減価償却率		
⑯ 可住地面積	普通建設事業費		

【検証手法】

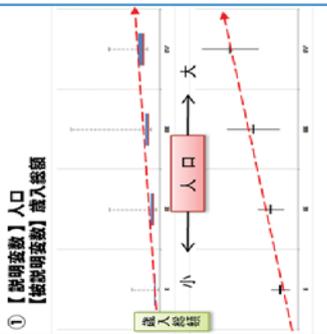
【箱ひげ図イメージ】

例) 町村における説明変数(人口)の増加による被説明変数(歳入総額)の比例関係を明示



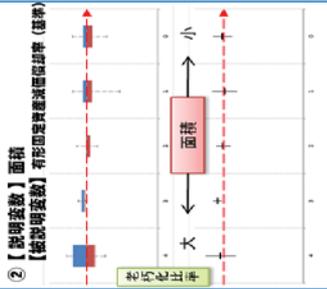
【相関性の有無の判定例】

例① 正の相関性を示すもの
(ex.人口規模の大小に応じた歳入総額)



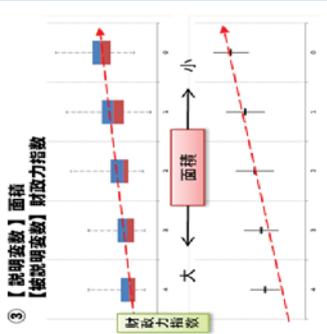
● 人口の増加に伴い、歳入総額が増加

例② 概ね一定の数値を示すもの
(ex.有形固定資産減価償却率(改訂・基準))



● 面積の規模にかかわらず、老朽化比率は一定

例③ 負の相関性を示すもの
(ex.面積規模の大小に応じた財政力指数)



● 面積の規模が小さいほど、財政力指数が上昇

対応

- 2-1. 説明変数を単体として、被説明変数との相関をみた場合※には、「産業構造」は3つの被説明変数(歳入総額、財政力指数、単独事業費(更新整備))で、「面積」は6つの被説明変数(財政力指数、普通建設事業費、補助事業費(更新整備)、単独事業費、単独事業費(新規整備))で、「可住地面積」は7つの被説明変数(歳入総額、普通建設事業費、補助事業費、補助事業費(新規整備)、単独事業費、単独事業費(新規整備)、単独事業費(更新整備))で相関性を示した。
- 2-2. 「人口」は、「有形固定資産減価償却率(改訂モデル)」、「有形固定資産減価償却率(基準モデル)」を除く9つの被説明変数で相関性を示したことから、他の説明変数と比較すると、その団体の態様を的確に反映させる変数として、非常に有効であるといえる。
- 2-3. 複数の説明変数を組合せ、被説明変数との相関をみた場合※には、「人口・面積」は5つの被説明変数(歳入総額、財政力指数、補助事業費、単独事業費、単独事業費(更新整備))で、「人口・可住地面積」は4つの被説明変数(財政力指数、普通建設事業費、補助事業費(新規整備)、単独事業費)で相関性を示した。
- 2-4. 「人口・産業構造」は、「有形固定資産減価償却率(改訂モデル)」、「有形固定資産減価償却率(基準モデル)」、「補助事業費(新規整備)」、「補助事業費(更新整備)」を除く7つの被説明変数で相関性を示しており、最も有効に機能している。
また、統計の継続性の観点からも、「人口・産業構造」を用いることは適切と考えられる。
- 2-5. 以上のことから、引き続き、「人口・産業構造」を用いる。
- 2-6. なお、「有形固定資産減価償却率」などの地方公会計の整備により得られる新たな指標については、どの説明変数においても、概ね一定の数値を示すことから、他の財政指標の分析との整合を取るため、「人口・産業構造」で分類した類似団体により比較する。

※都市、町村のどちらにおいても、正又は負の相関性を示した項目数

類似団体区分の検証・検討

対応

説明変数に対する被説明変数の相関性について(単体)

説明変数	被説明変数		【既存】		【新規】							
			歳入総額	財政力指数	有形資産 定価償却率 (改訂モデル)	有形資産 定価償却率 (基準モデル)	普通建設事業費		補助事業費		単独事業費	
							新規整備	更新整備	新規整備	更新整備	新規整備	更新整備
【既存】	人口		○	○	□	□	○	○	○	○	○	○
	産業構造		○	○	□	□	▲	☆	▲	☆	▲	○
	面積		△	●	□	□	○	○	△	○	○	△
【新規】	可住地面積		○	▲	□	□	○	○	○	△	○	○

説明変数に対する被説明変数の相関性について(組合せ)

説明変数	被説明変数		【既存】		【新規】							
			歳入総額	財政力指数	有形資産 定価償却率 (改訂モデル)	有形資産 定価償却率 (基準モデル)	普通建設事業費		補助事業費		単独事業費	
							新規整備	更新整備	新規整備	更新整備	新規整備	更新整備
【既存】	人口・産業構造		○	○	□	□	●	○	○	○	○	●
	人口・面積		○	●	□	□	△	○	○	○	○	○
【新規】	人口・可住地面積		△	●	□	□	○	△	○	△	○	△

- ※1 「○」…都市、町村のどちらにおいても、正の相関性を示す変数(ex.人口が増加した場合、歳入増額が増加するもの)
- 「●」…都市、町村のどちらにおいても、負の相関性を示す変数(ex.人口が増加しているにもかかわらず、歳入が減少するもの)
- 「△」…都市、町村の少なくとも一方に、正の相関性を示す変数
- 「▲」…都市、町村の少なくとも一方に、負の相関性を示す変数
- 「☆」…都市、町村で正又は負の異なる相関性を示す変数
- 「□」…説明変数の増減にかかわらず、概ね一定の数値を示す指数

- ※2 「有形固定資産減価償却率」…サンプル数が比較的多く、傾向を検証することが可能な連結財務書類(総務省方式改訂モデル)及び(基準モデル)を抽出して比較。

財政状況資料集の様式への反映

財政状況資料集の様式への反映 ②住民一人当たりコスト・目的別

財政状況資料集
(イメージ)

計 15項目

市町村財政比較分析表(普通会計決算)

② 目的別歳出決算分析表(住民一人当たりのコスト)

人口	1,090,496	人(H28.1.1現在)	実	赤字比率	-
うち日本人	1,021,070	人(H28.1.1現在)	漢	実赤字率	6.7
面積	1,171.12	km ²	漢	実質公債費比率	78.0
歳入総額	800,815,653	千円	漢	新来負担率	-
歳出総額	840,928,900	千円	漢	市町村類型	H23 政令市 H24 政令市 H25 政令市
財政収支	40,113,247	千円	漢	市町村年度	H26 政令市 H27 政令市
普通財政収支	442,461,989	千円	漢		
地方債現在高	934,744,016	千円	漢		

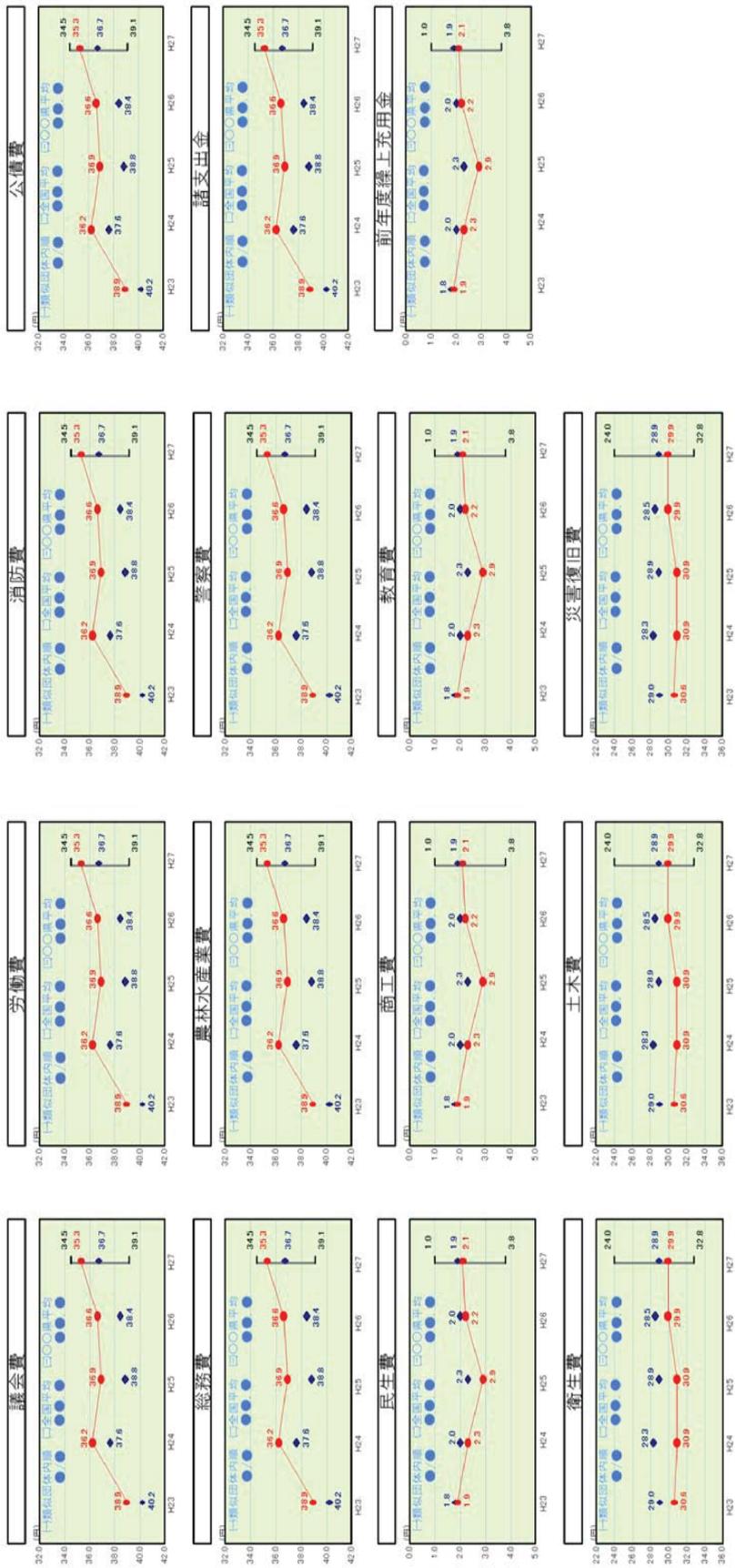
● 当該団体
● 類似団体平均
● 類似団体平均
● 類似団体平均

平成〇年度

〇県〇〇市

※ 市町村類型とは、人口および産業構造により全国の市町村を5つのグループに分けたものである。当該団体と同じグループに属する団体を類似団体と言ふ。

※ 住民基本台帳関係の調査標準日調査に依り、平成の年別の住民基本台帳人口については、平成の年1月1日現在の住民基本台帳に置換している人口を記載している。



主要項目に団体自らがコメントできる欄

目的別歳出の分析欄

財政状況資料集の様式への反映 ③ 財政指標等組み合わせ分析表

財政状況資料集
(イメージ)

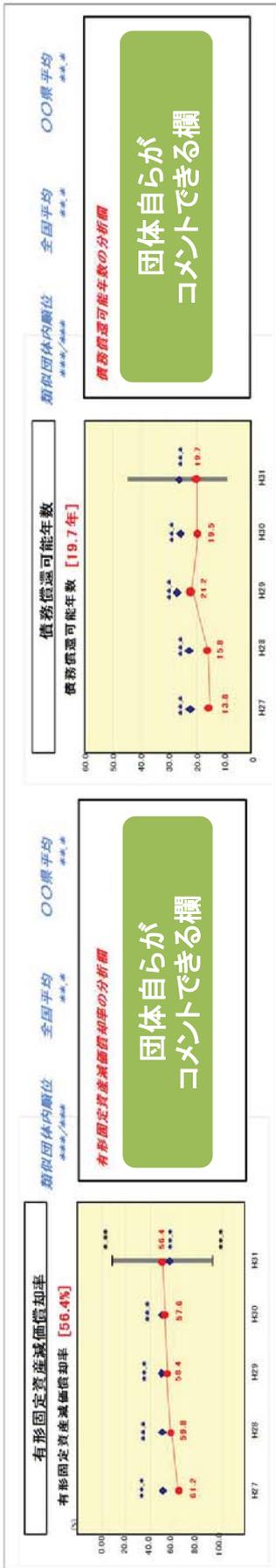
⇒ 計 4項目

市町村財政比較分析表(普通会計決算)

③ 財政指標等組み合わせ分析表

平成〇年度

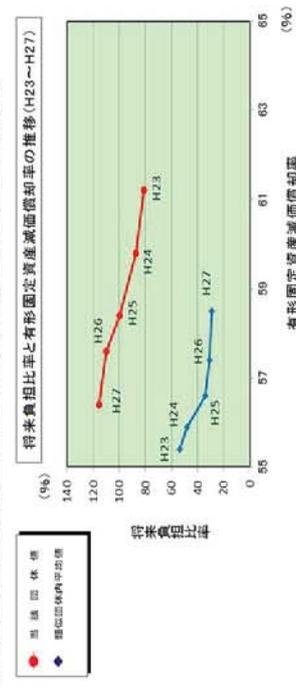
〇県〇〇市



「有形固定資産減価償却率」・・・公共施設等の老朽化の傾向を把握することができる指標。

「債務償還可能年数」・・・実質債務が償還財源の何年分あるかを示す指標。

将来負担比率及び有形固定資産減価償却率の組み合わせによる分析



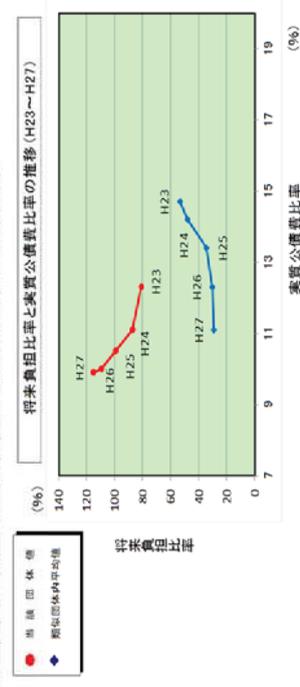
将来負担比率及び有形固定資産減価償却率の組み合わせ分析欄

団体自らがコメントできる欄

(参考)

	H23	H24	H25	H26	H27
当該団体	61.2	59.8	58.4	57.6	56.4
有形固定資産減価償却率	61.2	59.8	58.4	57.6	56.4
将来負担比率	81.2	87.2	99.8	109.5	115.2
類似団体	55.4	55.9	56.6	57.4	58.5
有形固定資産減価償却率	55.4	55.9	56.6	57.4	58.5
将来負担比率	53.5	48.2	34.2	30.3	28.9
有形固定資産減価償却率	53.5	48.2	34.2	30.3	28.9

将来負担比率及び実質公債費比率の組み合わせによる分析



将来負担比率及び実質公債費比率の組み合わせ分析欄

団体自らがコメントできる欄

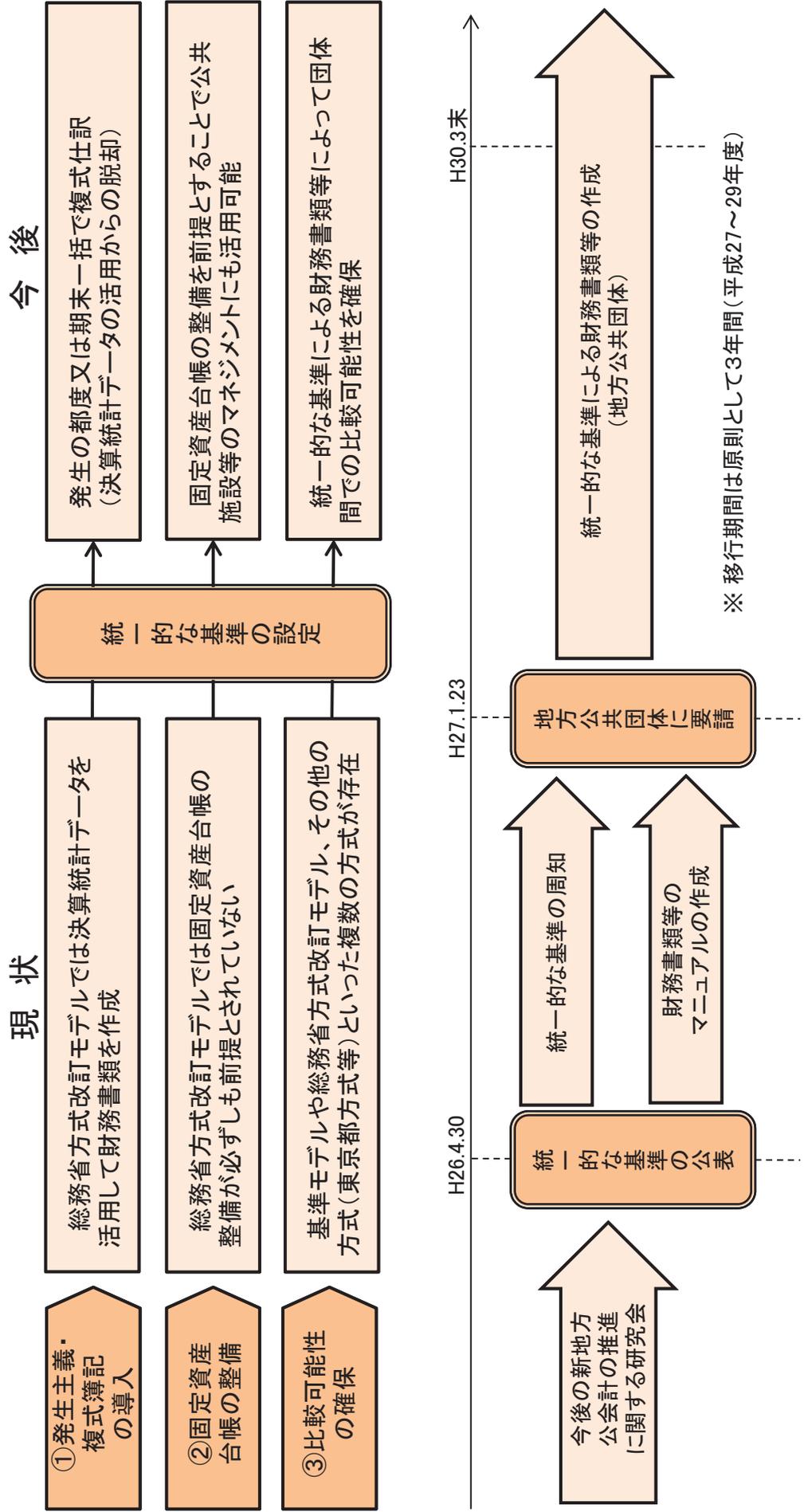
(参考)

	H23	H24	H25	H26	H27
当該団体	81.2	87.2	99.8	109.5	115.2
実質公債費比率	12.3	11.1	10.5	10.0	9.9
将来負担比率	81.2	87.2	99.8	109.5	115.2
類似団体	14.7	14.2	13.4	12.3	11.1
実質公債費比率	14.7	14.2	13.4	12.3	11.1
将来負担比率	53.5	48.2	34.2	30.3	28.9
実質公債費比率	53.5	48.2	34.2	30.3	28.9

地方公会計の活用のあり方に関する研究会
報 告 書
(参考資料)

今後の地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。



統一的な基準による財務書類の作成予定（平成27年3月31日現在）

- 都道府県及び指定都市においては全団体、市区町村においても99.7%の団体において統一的な基準による財務書類を作成予定。
- 平成29年度までに98.2%の団体において統一的な基準による財務書類の作成が完了する予定。

区分	都道府県		指定都市		市区町村		合計	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
作成予定あり	47	100%	20	100%	1,716	99.7%	1,783	99.7%
平成29年度までに作成	40	85.1%	20	100%	1,695	98.5%	1,755	98.2%
平成30年度以降に作成	7	14.9%	0	0%	21	1.2%	28	1.6%
作成予定なし	0	0%	0	0%	5	0.3%	5	0.3%
合計	47	100%	20	100%	1,721	100%	1,788	100%

※「%」表示については、表示単位未満を四捨五入している関係で、合計が一致しない場合がある。

※「平成30年度以降に作成」としている団体の中には、日々仕訳により平成29年度決算分を平成30年度に作成する団体も含む。

財務書類等の活用方法

行政内部での活用 ⇒ 人口減少が進展する中、限られた財源を「賢く使うこと」につなげる

マクロ的視点

財政指標の設定

財務書類に係る各種指標を設定
→ 資産老朽化比率を踏まえた公共施設等マネジメント等

適切な資産管理

- 将来の施設更新必要額の推計
→ 施設の更新時期の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討
- 未収債権の徴収体制の強化
→ 貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

セグメント分析

事業別・施設別の行政コスト計算書を作成することでセグメントごとの分析が可能

- 予算編成への活用
→ ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討
- 施設の統廃合
→ 施設別コストの分析による統廃合の検討
- 受益者負担の適正化
→ 受益者負担割合による施設使用料の見直し
- 行政評価との連携
→ 利用者1人当たりコスト等を活用して評価

ミクロ的視点

行政外部での活用

情報開示

- 住民への公表や地方議会での活用
→ 財務書類のわかりやすい公表や議会審議の活性化
- 地方債IRへの活用
→ 市場関係者に対する説明資料として活用
- PPP/PFIの提案募集
→ 固定資産台帳の公表により民間提案を募集

類似団体について

1 類似団体作成の趣旨

類似団体とは、財政運営の健全化のための比較検討の資料を提供するため、態様が類似している団体毎に作成した類型である。

2 現行の類似団体

(1) 類型設定の方法

- 指定都市、特別区、中核市、特例市、都市及び町村に分けて類型を設定
- 団体の人口及び産業構造(第2次産業人口比率及び第3次産業人口比率)を基準として類型を設定。
- 国勢調査(5年に1回)に基づき、類型毎に、該当する市町村を把握。
- 市町村から標準的な財政運営を行っているものを選定した上、類型毎に、最新の決算結果等に基づき、原則として加重平均により、標準的な財政指数を算定(毎年度)。

(2) 現行の類型数(平成26年度決算) 計 35類型

- 指定都市、特別区、中核市、特例市 1類型
- 都市 16類型 (例)夕張市(都市 類型I-1)
- 町村 15類型 人口: 50,000人未満、産業構造: II次、III次人口が95%未満でかつIII次人口が55%以上

(3) 類似団体別財政指数表の内容

「類似団体別市町村財政指数表」において、類似団体区分毎に、最新の決算結果に基づく標準的な財政指数が示されている。具体的には、以下のとおり。

- 歳入項目、歳出項目(性質別・目的別)の合計、人口一人当たり額
- 経常収支比率(経常経費充当一般財源の項目ごとの割合等)
- 積立金現在高、地方債現在高(人口一人当たり額、一般財源に占める割合)
- 普通建設事業費(補助・単独等の決算内訳の人口一人当たり額)
→類似団体間の比較検討により、財政健全化に活用。

類似団体区分における主な類型設定基準の経緯

＜ 主な経緯 ＞

「人口」、「産業構造」による類型設定

(昭和34年度)



区分等の見直し

(昭和52年度及び平成11年度)



区分等の見直し

(平成17年度)

○類型設定が確立され、都市13類型、町村11類型に。

- ・地方公共団体の財政の様相(財政需要や収入)を決定する重要なポイントであると考えられる。
- ・きわめて客観的につかみやすいこと。
- ・将来、団体の性格(例えば、山村、漁村、田園都市、工業都市等)という分類による検討を試みる際に、人口及び産業構造を基にした現在の類型設定との整合性が取りやすいこと。
- ・人口及び産業構造以外の要素を用いて精緻な類型設定を行うことは、それぞれの類型に属する団体が減少し、統計的有意性が失われること。

○人口動態や産業構造等社会的経済的様相が著しく変化したことを受け、他の指標等による区分等、見直しの検討

- ・人口及び産業構造以外の要素を用いて精緻な類型設定を行うことは、それぞれの類型に属する団体数が減少し、統計的有意性が失われる。
- ・産業構造より明らかに優れた基準が他にない。
- ・人口及び産業構造による類型設定が定着している等の理由により、いずれも抜本的な変更は見送り。

○中核市、特例市を他の都市と区分し、都市28区分、町村39区分の類型を設定。(平成11年度研究会)

○類型設定の基準(人口及び産業構造)が有効に機能しているかどうか、より有効な基準があるかどうかについて検討

- ・人口については歳入総額、財政力指数いずれも適切に区分するための基準として適切で、分かりやすい。
- ・産業構造については人口区分を補完する説明変数として合理的であり、分かりやすい等の理由により、引き続き人口及び産業構造を採用。

○政令市、特別区、中核市、特例市、都市16区分、町村15区分の類型を設定(平成17年度研究会)

地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書（H18.3）

主な検討項目及び方向性

市町村合併の進展、財政比較分析表の新規作成等、市町村財政を取り巻く状況の変化に対応した類似団体のあり方について検討

(1) 「人口」及び「産業構造」による類型設定の検証

類型ごとの歳入総額・財政力指数の平均値等を比較し、類型と適切な相関関係になっているか（人口の増加に伴って歳入総額も増加しているか等）を検証

現行 [① 人口 → 歳入総額・財政力指数ともに説明力が高い(○)

新たな [② 産業構造 → 一定の説明力がある(△)

候補 [③ 可住地面積割合 → 一定の説明力がある(△)

⇒ [④ 財政力指数 → 歳入に対する説明力が低い(×)

⇒ 「人口」及び「産業構造」による現行の類型設定を引き続き適用する。

統計的な継続性を考慮すれば → 産業構造(○)

(2) 市町村合併の進展等に対応した類型数の見直し

⇒ 市町村数が3,045(H26.3.31)→1,745(H18.3.31)となったことを踏まえ、類型内に一定以上の母数(10団体程度以上)を確保する観点から、都市42→16類型、町村45→15類型とする。

(3) 選定団体の選定基準の見直し

⇒ 現行の選定団体の選定基準のうち、以下2項目を見直し

① 市町村合併が行われた場合は7年間「非選定」→「選定」

② 普通交付税の不交付団体は「非選定」→「選定」

※ 非選定団体となった場合、類似団体の平均値等には算入されないが、当該団体の類似団体比較は実施される。

(4) 政令指定都市、特別区の取扱い及び中核市、特例市の類型の見直し

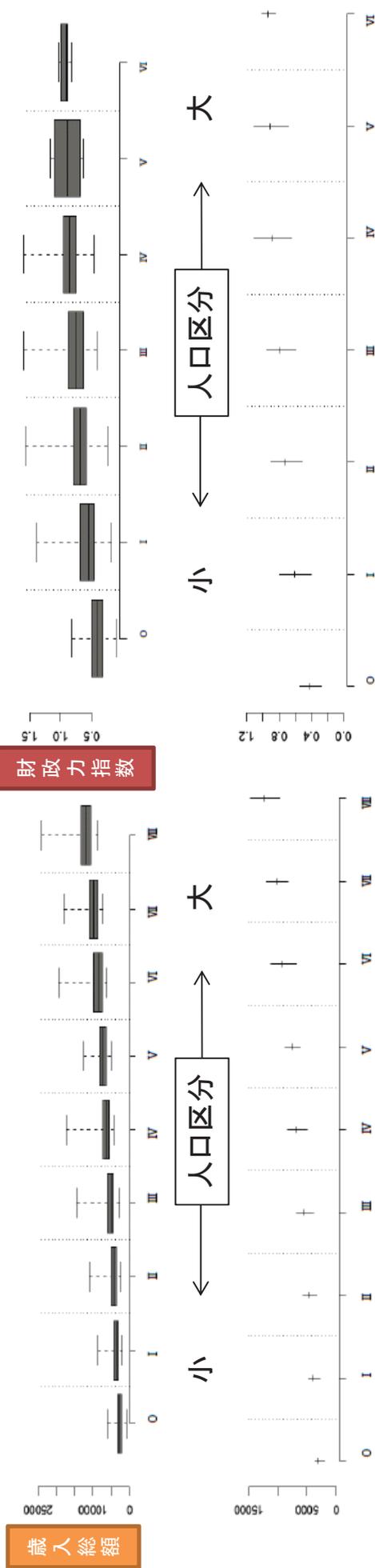
⇒ 政令市、特別区については、それぞれ新たに1類型を設定し、中核市、特例市については、類型の簡素化の観点から、中核市12→1類型、特例市18→1類型とする。

地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書 (H18.3)

類似団体区分の見直しに関するグラフ

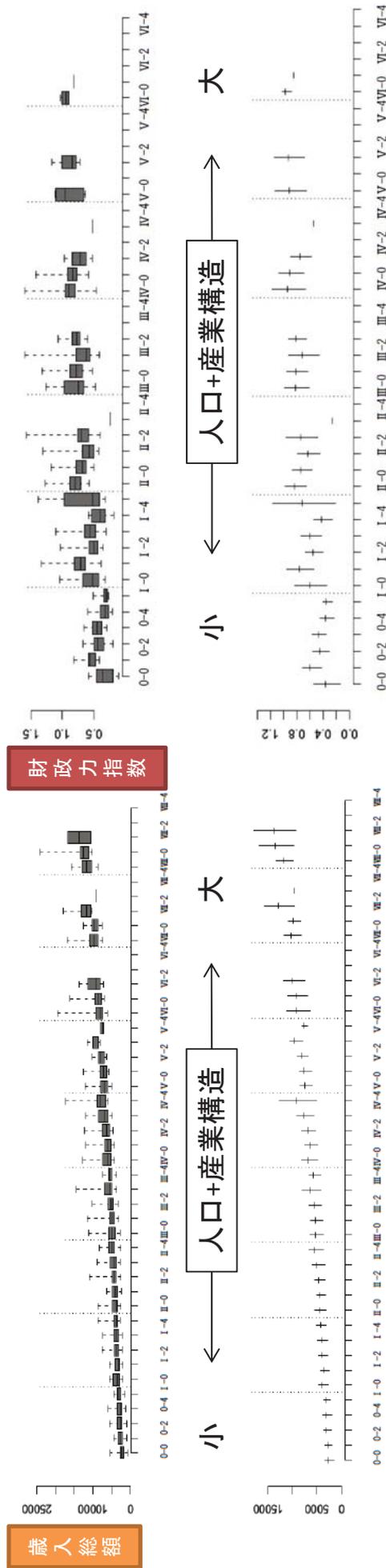
- 人口 → 歳入総額・財政力指数とも説明力が高い(○)

図1. 人口・歳入グラフ (町村)



- 産業構造 → 歳入総額に一定の説明力がある(△)

図8. 産業構造・歳入グラフ (町村)



地方財政の全面的な「見える化」① ～決算情報の「見える化」の徹底～

平成27年11月27日
 経済財政諮問会議
 総務大臣提出資料

現状と課題

- 全ての都道府県・市区町村の決算情報については、「財政状況資料集」(*)をはじめとして、総務省ホームページにおいて公表。
 ※各団体の歳入歳出決算の生データや17種類の各種財政指標等、それらの経年比較・類似団体比較、自らの分析結果等を網羅的にとりまとめたもの(Excelファイル形式)
- 「財政状況資料集」において、**住民一人当たりコストは、人件費、普通建設事業費、公債費のみ掲載されており、性質別・目的別で項目が網羅されていない。**

今後の対応

決算情報の「見える化」の徹底

- 財政分析においては、他団体と一律に比較するのではなく、**①当該団体における経年比較や②類似団体との比較が重要**
- 上記を踏まえた上で、**住民一人当たりコストにイメージ**

ついて、**性質別・目的別で網羅的に「見える化」[H27決算～]**

<性質別>
 ※下線部の項目が新規追加するもの
 人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費(新規整備・既存更新)、公債費、繰出金

<目的別>

議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費

⇒ **これにより、例えば、維持補修費、普通建設事業費(新規整備・既存更新)等の性質別、民生費、衛生費、教育費等の目的別の内訳が「見える化」**
 ⇒ **さらに、経年比較や類似団体の中での順位等に加え、各団体の分析コメントを付すことにより、財政分析の内容も「見える化」**

※この他、利用者目線からホームページを大幅改善

- ① 過去10年間の決算情報の生データを全面的に「見える化」
- ② データ検索機能や分析のためのグラフ作成機能の追加 等



歳出決算額分析表

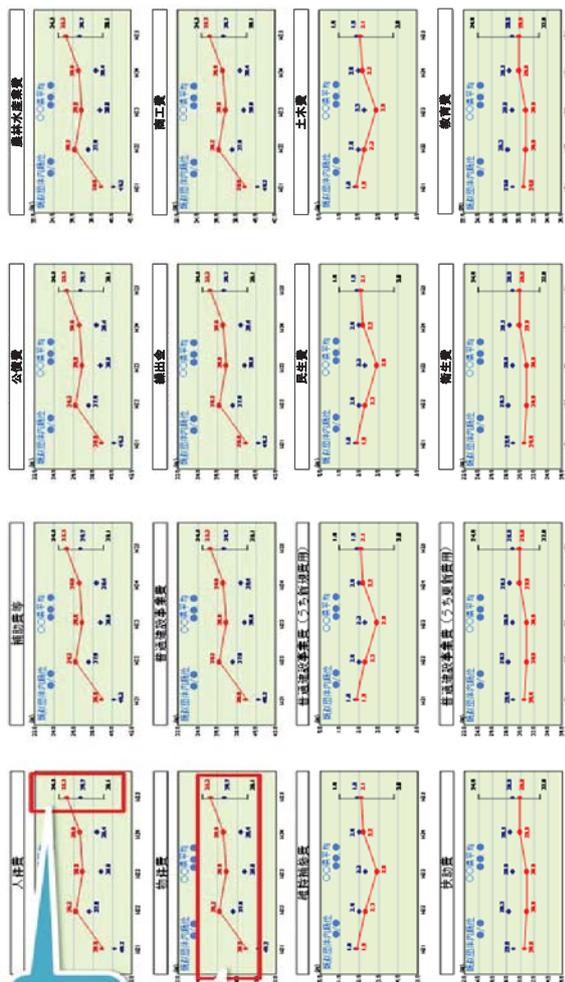
イメージ

平成20年度

類似団体平均値

類似団体内の最大値及び最小値

〇〇市



①類似団体に
おける順位や
位置付け

②経年比較

③団体自らの
分析コメント

※ 上記データは実際の地方公共団体のものではない

地方財政の全面的な「見える化」② ～新たな課題への積極的な対応～

平成27年11月27日
経済財政諮問会議
総務大臣提出資料

現状と課題

- 公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっているが、「財政状況資料集」には、**公共施設等の老朽化度合いを示す指標、施設類型毎のストック情報や固定資産台帳が含まれていない。**

今後の対応

新たな課題への積極的な対応

公共施設等の老朽化対策という課題に積極的に対応していくため、**地方公会計(固定資産台帳)のデータを経年比較、類似団体比較等に活用することで、「財政状況資料集」の内容を大幅に充実**

- ① **資産老朽化比率の追加**
固定資産台帳の整備に合わせてH29決算までに順次地方公会計により把握可能となる「**資産老朽化比率**」を新たな**財政分析指標として追加**
- ② **新たな分析手法の導入**
新たな分析手法として、**将来負担比率と資産老朽化比率の「組合せ分析」を導入**
- ③ **「施設類型毎のストック情報」や「土地情報」の追加**
固定資産台帳により把握可能となる**道路、学校、公営住宅等の施設類型毎の一人当たり面積や資産老朽化比率といったストック情報を追加**するとともに、**同台帳により土地情報も「見える化」**

これまで分からなかったストック情報も全面的に「見える化」

- ⇒ **公共施設等全体及び施設類型毎の資産老朽化比率や保有量の「見える化」**
- ⇒ **自治体が保有する未利用地や売却可能地をはじめとする土地情報の「見える化」**

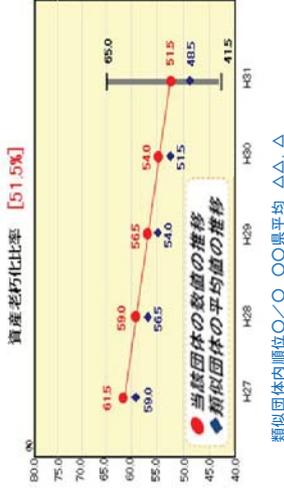
※ 公共施設等総合管理計画の進捗度合いについては、**資産老朽化比率に加えて、例えば、公共施設の一人当たり床面積等の経年比較や横比較により把握可能(進捗度合いの把握のために他に有効な方法があるかさらに検討)**

※ **社会経済情勢の変化を踏まえ、横比較の対象団体(類似団体)のあり方についても研究**



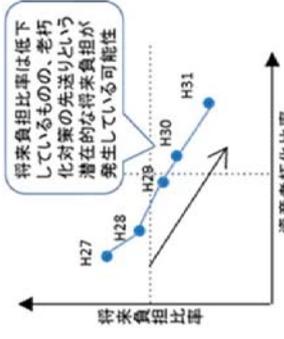
イメージ

① 資産老朽化比率の追加



各団体による分析コメントを記載
資産老朽化比率の分析欄

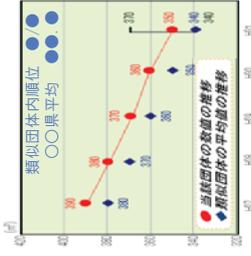
② 新たな分析手法の導入



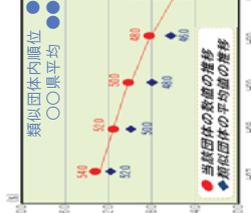
⇒ 地方債現在高や退職手当支給予定額等を対象とした「将来負担比率」を「**資産老朽化比率**」と組み合わせ分析することにより、**公共施設等の除却・更新といった老朽化対策の必要性が「見える化」され、将来負担をより総合的に把握することが可能**

③ 「施設類型毎のストック情報」や「土地情報」の追加

一人当たり面積(100施設)



資産老朽化比率(100施設)



土地情報

所在地	取得年月日	取得価額等	耐用年数	用途区分	売却可能	評価等
建物A	〇市〇〇	556,430円	50年	庁舎	×	...
土地B	〇市××	530,523円	1年	未利用	×	...
土地C	〇市△△	540,123円	2年	未利用	○	3億円

固定資産台帳に記載された公有地の用途や売却可能区分等を照らすことで、**未利用地や売却可能地の情報を「見える化」し、公有地の有効利用や高額の売却に活用(さらに、**民間投資の促進**)にも寄与**

※ 上記データは実際の地方公共団体のものではない

e-Stat (政府統計の総合窓口) 活用事例

- e-Stat(政府統計の総合窓口)では、各省庁の様々なデータが登録されており、データ同士を組み合わせ新たな分析が可能。
 - ・登録されている政府統計の統計表ファイルをキーワード等での検索を可能とする機能強化、決算情報に加え、データベース化された他の統計調査結果を用いた、データ活用の拡大(e-Stat上で、分類項目の選択、レイアウト変換、グラフ作成可能)。

検索機能の強化

キーワード検索が可能となる。
「財政力指数」、「歳入」、
「歳出」etc...

- 利用者目線に立った分かりやすいデータアクセスの強化

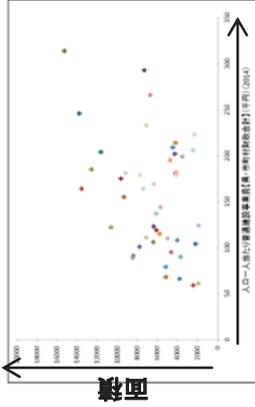
データ活用の拡大

人口一人当たりの都道府県別決算額を横比較

【棒グラフ】

経常収支比率の高い団体の分布状況を可視化

例：面積・普通建設事業費の組み合わせ分析



e-Stat上で、目的別・性質別・歳出などの決算情報と、面積や人口などのデータを自由に組み合わせた分析が可能となる。

- e-Stat上でグラフの種類、配色、レイアウト、並び順が自在に変更可能。さらに、編集や加工がしやすい汎用性の高いxml形式でのダウンロード可。

指標の範囲を自由に変更し、即座に反映が可能

- 決算情報と他の統計データを組み合わせることで、新たな分析が可能。

※グラフ、図、分布地図はイメージ